

平成28年第5回市議会(定例会)  
付議案件綴及び同説明資料綴

(その1)

堺 市

# 目 次

	頁
議案第 114 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 115 号 堺市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例	7
議案第 116 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例	11
議案第 117 号 堺市立老人集会所条例の一部を改正する条例	15
議案第 118 号 堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例	17
議案第 119 号 堺市公園条例の一部を改正する条例	23
議案第 120 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第 121 号 堺市立学校職員の高齢者部分休業に関する条例	31
議案第 122 号 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例	35
議案第 123 号 府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例	61
議案第 124 号 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	75
議案第 125 号 堺市下水道条例の一部を改正する条例	77
議案第 126 号 堺市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例	79
議案第 127 号 工事請負契約の締結について [宮園小学校校舎老朽化対策工事]	83
議案第 128 号 工事請負契約の締結について [消防艇建造工事]	89
議案第 129 号 阪和線堺市・三国ヶ丘駅間向陵橋外2橋耐震対策工事の委託に関する協定について	91

議案第 130 号	原池公園〔第3期〕の建設にかかる工事に関する基本協定について ……	95
議案第 131 号	調停の成立及び借地権付区分所有建物の売払いについて ……	99
議案第 132 号	指定管理者の指定について 〔堺市立健康福祉プラザ〕 ……	107
議案第 133 号	指定管理者の指定について 〔堺市立八田荘老人ホーム〕 ……	113
議案第 134 号	指定管理者の指定について 〔堺市立フォレストガーデン〕 ……	117
議案第 135 号	指定管理者の指定について 〔堺市金岡公園プール及び大浜公園プール〕 ……	121
議案第 136 号	指定管理者の指定について 〔堺市都市緑化センター〕 ……	127
議案第 137 号	指定管理者の指定について 〔堺市立さつき野コミュニティセンター〕 ……	133
議案第 138 号	当せん金付証票の発売について ……	137
議案第 139 号	市道路線の認定について ……	139
議案第 140 号	大字深阪共有地処分について ……	155
議案第 141 号	大字南花田共有地処分について ……	159
報告第 15 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について ……	163

# 平成28年第5回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成 28 年 11 月 28 日

堺市長 竹 山 修 身

- 議案第 114 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 115 号 堺市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例
- 議案第 116 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 117 号 堺市立老人集会所条例の一部を改正する条例
- 議案第 118 号 堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例
- 議案第 119 号 堺市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 120 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 121 号 堺市立学校職員の高齢者部分休業に関する条例
- 議案第 122 号 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例
- 議案第 123 号 府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 議案第 124 号 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 125 号 堺市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 126 号 堺市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
- 議案第 127 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 128 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 129 号 阪和線堺市・三国ヶ丘駅間向陵橋外2橋耐震対策工事の委託に関する協定について

- 議案第 130 号 原池公園[第3期]の建設にかかる工事に関する基本協定について
- 議案第 131 号 調停の成立及び借地権付区分所有建物の売払いについて
- 議案第 132 号 指定管理者の指定について
- 議案第 133 号 指定管理者の指定について
- 議案第 134 号 指定管理者の指定について
- 議案第 135 号 指定管理者の指定について
- 議案第 136 号 指定管理者の指定について
- 議案第 137 号 指定管理者の指定について
- 議案第 138 号 当せん金付証券の発売について
- 議案第 139 号 市道路線の認定について
- 議案第 140 号 大字深阪共有地処分について
- 議案第 141 号 大字南花田共有地処分について
- 報告第 15 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

## 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 4 条第 1 項中「第 19 条第 9 号」を「第 19 条第 10 号」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

24	市長	堺市胃がんリスク検査の実施に関する事務であって規則で定めるもの
----	----	---------------------------------

別表第 2 に次のように加える。

70	市長	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	堺市胃がんリスク検査の実施に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
71	市長	堺市胃がんリスク検査の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
72	市長	国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
73	市長	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
74	市長	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条及び第 4 条の改正規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。次号において「法」という。）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日
- (2) 別表第 2 の改正規定（70 の項及び 71 の項を加える部分を除く。） 公布の日

## 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 堺市胃がんリスク検査の実施に関する事務（以下「検査事務」という。）について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）別表第 1 又は別表第 2 に掲げる事務と一体的に実施することにより、住民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、検査事務の処理に関して個人番号を利用できるようにすることとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 日本年金機構が法別表第 1 に掲げる事務の処理に関して個人番号の利用を開始することに伴い、本市においても当該事務の処理に関して個人番号を利用できるようにすることとし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 法の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条及び第 4 条の改正規定 法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日
- (2) 別表第 2 の改正規定（70 の項及び 71 の項を加える部分を除く。） 公布の日





## 堺市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例

(堺市スポーツ施設条例の一部改正)

第1条 堺市スポーツ施設条例(昭和59年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第2項中「5倍以内」を「範囲内」に改める。

(堺市立体育館条例の一部改正)

第2条 堺市立体育館条例(昭和60年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表の備考第1号中「以下「基本料金」を「以下この項において「基本料金」に改め、同備考第6号中「4割」を「2割」に改め、同表第3項の表の備考中「使用料の5倍以内」を「当該使用区分に係る金額の範囲内」に改める。

(堺市美原B&G海洋センター条例の一部改正)

第3条 堺市美原B&G海洋センター条例(平成16年条例第115号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第5号中「4割」を「2割」に改める。

(堺市立美原総合スポーツセンター条例の一部改正)

第4条 堺市立美原総合スポーツセンター条例(平成20年条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表に備考として次のように加える。

備考 許可を得て、規則で定めた開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、当該使用区分に係る金額の範囲内において市長が定める額を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の堺市スポーツ施設条例別表第2の規定、第2条の規定による改正後の堺市立体育館条例別表第2の規定、第3条の規定による改正後の堺市美原B&G海洋センター条例別表第2の規定及び第4条の規定による改正後の堺市立美原総合スポーツセンター条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 堺市スポーツ施設条例等の一部改正について

### 1 改正の趣旨

堺市スポーツ施設条例(昭和59年条例第9号)、堺市立体育館条例(昭和60年条例第8号)、堺市美原 B&G 海洋センター条例(平成16年条例第115号)及び堺市立美原総合スポーツセンター条例(平成20年条例第45号)の一部の施設について、許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合における使用料の上限額を定めるとともに、既に当該上限額を定めている施設についてその額を見直すこととし、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

平成29年1月1日から施行するものであること。



## 堺市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第34条の2を次のように改める。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律関係手数料）

第34条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

- (1) 法第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅登録申請手数料 1件  
76,900円以内において規則で定める額
- (2) 法第5条第2項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅登録更新申請手数料  
1件 76,900円以内において規則で定める額

第39条の2第1項に次の2号を加える。

- (19) 法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定申請（本市の区域外に所在する事業所に係る指定申請である場合を除く。）手数料 1件 30,000円
- (20) 法第115条の45の6第1項の規定に基づく指定事業者の指定更新申請（本市の区域外に所在する事業所に係る指定更新申請である場合を除く。）手数料 1件 10,000円

第39条の2第2項第1号中「同項第13号」の次に「又は第19号」を、「場合」の次に「（居宅サービスの種類と介護予防サービス又は第1号事業（法第115条の45第1項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の種類とが相当する場合であって、これらのサービス等を同一の事業所において提供するときに限る。）」を加え、同項第2号中「同項第14号」の次に「又は第20号」を、「場合」の次に「（居宅サービスの種類と介護予防サービス又は第1号事業の種類とが相当する場合であって、これらのサービス等を同一の事業所において提供するときに限る。）」を加え、同項第3号中「介護予防通所介護」の次に「又は前項第19号に規定する事業者の指定申請のうち法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業」を、「場合」の次に「（これらのサービス等を同一の事業所において提供する場合に限る。）」を加え、同項第4号中「場合」の次に「（地域密着型サービスの種類

と地域密着型介護予防サービスの種類とが相当する場合であって、これらのサービスを同一の事業所において提供するときに限る。）」を加え、同項第5号中「介護予防通所介護」の次に「又は前項第20号に規定する事業者の指定更新申請のうち法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業」を、「場合」の次に「(これらのサービス等を同一の事業所において提供する場合に限る。）」を加え、同項第6号中「場合」の次に「(地域密着型サービスの種類と地域密着型介護予防サービスの種類とが相当する場合であって、これらのサービスを同一の事業所において提供するときに限る。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

(介護保険法関係手数料に関する特例措置)

6 第39条の2第1項第19号の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法(以下この項において「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び同条第7項に規定する介護予防通所介護の指定を受けた事業者による同号に規定する事業者の指定申請のうち旧法第115条の45の5第1項第1号に規定する第1号事業に係る指定申請手数料については、平成29年3月31日までに申請があったものに限り、徴収しない。

第2条 堺市手数料条例の一部を次のように改正する。

第39条の2第2項第3号中「前項第13号に規定する事業者の指定申請のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の法(第5号において「旧法」という。)第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は」を削り、同項第5号中「前項第14号に規定する事業者の指定更新申請のうち旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は」を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

## 堺市手数料条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第2項に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録更新申請に係る手数料を徴収することとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 堺市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する経過措置を定める条例（平成27年条例第7号）の規定により平成29年4月1日から行うものとされた介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定申請及び指定更新申請について、手数料を徴収することとし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第2項の規定及び堺市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する経過措置を定める条例の規定により、なおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び同条第7項に規定する介護予防通所介護が平成29年4月1日に介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されることに伴い、これらの介護予防サービスの事業者の指定又は指定更新の申請に係る手数料について同日限りで廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

第1条の規定は平成29年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行するものであること。





## 堺市立老人集会所条例の一部を改正する条例

堺市立老人集会所条例（昭和 46 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「の破損又は」を「を破損し、又は」に改める。

別表堺市立白鷺やわらぎ荘の項を削る。

### 附 則

この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

## 堺市立老人集会所条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

堺市立白鷺やわらぎ荘について、当該施設の敷地を独立行政法人都市再生機構に返還する必要性が生じたことから、これを廃止することとし、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日から施行するものであること。

## 堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例

言語は、人々が交流して情報を伝達し、お互いの気持ちを理解し合い、豊かなコミュニケーションを図るための手段であり、コミュニケーションは、人々が生きていくために欠かすことのできないものである。

手話は、音声ではなく身振りを起点とするろう者の言語であり、ろう者は、身振りで表現してコミュニケーションを図り、手話として発展させてきた。しかし、過去に、ろう学校において手話の使用が事実上禁止されるなど、手話が言語として認められず、手話を使用することができる環境が十分に整備されてこなかったという歴史がある。

平成 18 年に国際連合で採択され、平成 26 年 1 月に我が国も批准した障害者の権利に関する条約において、言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語であると定められ、音声言語だけでなく手話についても言語であると国際的に認められた。また、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）においては、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることを旨として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が図られなければならないとされるとともに、手話が言語であると位置付けられている。

手話、音訳、要約筆記、点字、触手話、指字、平易な表現等は、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で欠かすことのできない情報の取得及びコミュニケーションのための手段である。しかし、これまで障害者にとって障害の特性に応じた適切な情報の取得及びコミュニケーションのための手段を選択できる環境は十分に整えられておらず、障害者は、不便又は不安を感じながら生活してきた。

このような状況に鑑み、全ての障害者が日常生活及び社会生活において容易に情報を取得することができ、十分なコミュニケーションを図ることができる環境を整備することが必要である。

ここに、堺市は、手話への理解を促進し、手話を始めとする多様なコミュニケーションのための手段を利用しやすい環境を整備することにより、障害者の社会参加を促進し、全ての市民が、相互に一人ひとりの人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話を言語として明示した障害者の権利に関する条約及び障害者基本法に基づき、手話への理解の促進、手話の普及並びに障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保について基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害者にとって個人の障害の特性に応じて情報を取得し、及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害又は社会的障壁（障害者基本法第2条第2号に規定するものをいう。）により継続的に、又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) コミュニケーション 人々が相互に情報を伝達し、意思を疎通し、気持ちや心を通わせて理解し合うことをいう。
- (4) コミュニケーション手段 手話、音訳、要約筆記、筆談、字幕、点字、触手話、指点字、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り、重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障害者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。
- (5) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他のコミュニケーション手段を利用して障害者を支援しながら、障害者と障害者以外の者とをつなぐ者をいう。
- (6) 合理的配慮 障害者が障害者以外の者と同等の権利を行使することを確保するために行われる必要かつ適切な変更又は調整であって、実施に伴う負担が過度でないものをいう。

う。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であり、かつ、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために受け継いできたものであるとの認識を持って行われなければならない。

2 障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保は、それが障害者にとって日常生活及び社会生活を営む上で必要不可欠であるとの市民の理解の下、全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及を図るとともに、障害者におけるコミュニケーション手段による情報の取得及びコミュニケーションの円滑化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、社会において手話が言語であると認識されていること並びに障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保が、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解し、前条の規定に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、社会において手話が言語であると認識されていること並びに障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保が、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解し、コミュニケーション支援者と連携して障害者が必要なコミュニケーション手段を利用できるよう、障害者に対し合理的配慮を行うとともに、第4条の規定に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。

(滞在者等への対応)

第7条 市、市民及び事業者は、本市を訪問し、又は本市に滞在する障害者が、情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境づくりを行うよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第8条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる事項に係る施策を推進するための方針（以

下「推進方針」という。)を定めるものとする。

- (1) 市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及
- (2) 障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備
- (3) コミュニケーション支援者の育成及び確保
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事項

2 推進方針は、市が定める市町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項に規定するものをいう。）、市町村障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定するものをいう。）その他障害者のための施策に関する計画と調和のとれたものでなければならない。

（意見の聴取）

第9条 市は、推進方針を策定し、若しくは変更する場合又は第4条の施策の実施状況を確認するために必要がある場合は、障害者、学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴くものとする。

（コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供）

第10条 市は、障害者、コミュニケーション支援者及びこれらに関係する機関、団体等と協力して、市民が手話への理解を深め、及びコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供に努めるものとする。

2 市は、公的機関又は事業者が、手話への理解を深め、又はコミュニケーション手段を学ぶための学習会等を開催する場合においては、当該学習会等の開催を支援するものとする。

（コミュニケーション手段による情報発信）

第11条 市は、障害者が市政に関する情報を速やかに取得することができるようコミュニケーション手段を利用した情報発信を推進するものとする。

（公共施設等における啓発）

第12条 市は、広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関において、市民における手話への理解の促進及びコミュニケーション手段の普及のための積極的な啓発に努めるものとする。

（学校におけるコミュニケーション手段への理解の促進）

第13条 市は、コミュニケーション手段への理解の促進を図るため、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するものをいう。）において、コミュニケーション手段に接する機会の提供等に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



## 堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例について

### 1 制定の趣旨及び内容

手話を言語として明示した障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき、手話への理解の促進、手話の普及並びに障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保について基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害者にとって個人の障害の特性に応じて情報を取得し、及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

- (1) 基本理念に関する事項
- (2) 市の責務に関する事項
- (3) 市民の役割に関する事項
- (4) 事業者の役割に関する事項
- (5) 滞在者等への対応に関する事項
- (6) 施策の推進方針に関する事項
- (7) 意見の聴取に関する事項
- (8) コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供に関する事項
- (9) コミュニケーション手段による情報発信に関する事項
- (10) 公共施設等における啓発に関する事項
- (11) 学校におけるコミュニケーション手段への理解の促進に関する事項

### 2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

## 堺市公園条例の一部を改正する条例

堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者の指定の手続の特例）

第 27 条の 2 市長は、第 25 条の規定により指定管理者に公園等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 4 項に規定する選定事業によりその全部又は一部の整備等を行うものに限る。）の管理をさせようとする場合は、前条の規定にかかわらず、同条第 3 項の要件を考慮して、同法第 8 条第 1 項の規定により選定した当該公園等の整備等に係る民間事業者（次項において単に「民間事業者」という。）を指定管理者に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定に当たり、民間事業者に対し、事業計画書その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

第 28 条中「前条第 3 項」を「第 27 条第 3 項又は前条第 1 項」に改める。

別表第 4 第 1 項の表の備考第 1 号中「以下「基本料金」を「以下この項において「基本料金」に改め、同備考第 6 号中「3 割」を「2 割」に改め、同表第 4 項の表の備考第 1 号中「以下」の次に「この項において」を加え、同備考第 5 号中「前号に」を「同号に」に、「3 割」を「2 割」に改め、同表第 6 項の表の備考第 1 号中「以下」の次に「この項において」を加え、同備考第 5 号中「前号に」を「同号に」に、「3 割」を「2 割」に改め、同表第 8 項を次のように改める。

### 8 野球場、テニスコート及び相撲場の使用料

区分	使用料
大浜公園野球場	1 面 1 時間 1,230 円
金岡公園野球場	1 面 1 時間 1,020 円
三宝公園野球場	1 面 1 時間 1,020 円
浅香山公園野球場	1 面 1 時間 610 円
白鷺公園野球場	1 面 1 時間 1,020 円
各公園テニスコート	1 面 1 時間 610 円

大浜公園 相撲場	相撲競技（職業相撲を除く。）	全日 18,510 円
	集会	全日 37,020 円
	その他	全日 222,170 円

備考

- (1) 使用者が入場料等を徴収するときは、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）の2倍以内において市長が定める額を徴収することができる。
- (2) 特別に電気その他を使用するときは、実費として市長が算定する額を徴収する。
- (3) 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額の範囲内において市長が定める額を徴収する。

ア 大浜公園相撲場 基本料金（第1号の規定を適用する場合にあっては同号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。イにおいて同じ。）の2割に相当する額

イ 野球場及び各公園テニスコート 基本料金

別表第4に次の1項を加える。

9 その他の有料施設の使用料

区分		使用料
各公園プール		1人1回 510 円
大仙公園	日本庭園	1人1回 200 円
		1人1年 1,020 円
	日本庭園和室	全日 20,570 円
その他の使用		使用面積10平方メートルにつき全日 20 円

備考

- (1) 使用者が入場料等を徴収するときは、当該使用区分に係る金額の2倍以内において市長が定める額を徴収することができる。
- (2) 特別に電気その他を使用するときは、実費として市長が算定する額を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の別表第4の規定は、前項ただし書に規定する日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 堺市公園条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 4 項に規定する選定事業により整備等を行う公園等について、指定管理者にその管理を行わせる場合においては、同法第 8 条第 1 項の規定により選定した民間事業者を指定管理者に指定することができることとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 本市が設置する公園における有料施設のうち一部の施設について許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合における使用料の上限額を定めるとともに、既に当該上限額を定めている施設についてその額を見直すこととし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、別表第 4 の改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行するものであること。

## 堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例(平成 25 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

(報酬)

第 6 条 次に掲げる附属機関の委員に支給する報酬の額は、堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年条例第 36 号)第 2 条の規定にかかわらず、第 1 号から第 3 号までに掲げる附属機関の委員にあつては日額 22,000 円以内で市長が定める額と、第 4 号に掲げる附属機関の委員にあつては日額 22,000 円以内で教育委員会が市長の承認を得て定める額とする。

- (1) 堺市職員医療審査会
- (2) 堺市公害診療報酬審査委員会
- (3) 堺市予防接種健康被害調査委員会
- (4) 堺市学校職員健康審査会

別表の第 1 項の表堺市景観賞選考委員会の項の次に次のように加える。

堺市大浜北町市有地活用事業者選定委員会	大浜北町市有地活用事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	4 人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
---------------------	---------------------------------------	-------	-----------------------------

別表の第 1 項の表に次のように加える。

堺市プロポーザル方式による英語教育に関する人材派遣業務事業者選定委員会	本市が発注する人材派遣業務(英語教育に関するものに限る。)に係る随意契約の締結に当たって行う公募型プロポーザル方式又は指名型プロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	8 人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
-------------------------------------	--	-------	-----------------------------

別表の第 2 項の表堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

堺市学校職員 健康審査会	教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員のうち、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第 号）第2条第1項に規定する職員（臨時的に任用された職員を除く。）の傷病による休養等についての審査に関する事務	10人以内	委嘱され、又は任命された日からその日が属する年度の末日まで
-----------------	--	-------	-------------------------------

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の第2項の表の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

## 堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 堺市大浜北町市有地活用事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務を行うため、堺市大浜北町市有地活用事業者選定委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 本市が発注する人材派遣業務（英語教育に関するものに限る。）に係る随意契約の締結に当たって行う公募型プロポーザル方式又は指名型プロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務を行うため、堺市プロポーザル方式による英語教育に関する人材派遣業務事業者選定委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 教職員の傷病による休養等についての審査に関する事務を行うため、堺市学校職員健康審査会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、別表の第2項の表の改正規定は、平成29年4月1日から施行するものであること。





## 堺市立学校職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条及び次条において「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第 号）第2条第1項に規定する職員（以下単に「職員」という。）の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定するものをいう。以下同じ。）について必要な事項を定める。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、1週間の正規の勤務時間（次条及び第4条において「週勤務時間」という。）の2分の1を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める時間を単位として行うものとする。

- 2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。
- 3 法第26条の3第1項の規定により職員が申請する場合において、当該申請において示す日は、前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日でなければならない。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第31条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（教職調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当並びに管理職手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、週勤務時間に52を乗じたものから同条例第30条においてその例によることとされる堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）第25条の規則で定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて週勤務時間の一部について勤務しなかった場

合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）第7条第1項から第8項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第11項中「前各項」とあるのは、「前各項及び堺市立学校職員の高齢者部分休業に関する条例（平成28年条例第 号）第4条」とする。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第5条 教育委員会は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合において、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。次条において同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第6条 教育委員会は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該休業時間の延長を承認することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に対して職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年大阪府条例第147号）第2条第1項の規定によりなされた高齢者部分休業の承認、同条例第5条の規定によりなされた休業時間の短縮又は同条例第6条の規定によりなされた休業時間の延長は、第2条第1項の規定によりなされた高齢者部分休業の承認、第5条の規定によりなされた休業時間の短縮又は第6条の規定によりなされた休業時間の延長とみなす。

## 堺市立学校職員の高齢者部分休業に関する条例の 制定について

### 1 制定の趣旨及び内容

高年齢の教職員が勤務時間の短縮を希望する場合における部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の制度を導入するため、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 3 第 1 項並びに同条第 2 項において準用する同法第 26 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

- (1) 高齢者部分休業に関する事項
- (2) 高齢者部分休業取得中の給与に関する事項
- (3) 高齢者部分休業取得者に係る退職手当の取扱いに関する事項
- (4) 高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮に関する事項
- (5) 休業時間の延長に関する事項

### 2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。



## 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（昭和 57 年条例第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。第 14 条第 1 項において同じ。）に勤務する職員の給与及び公務のための旅行に対する旅費について必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この条例において「職員」とは、校長、園長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員をいう。

2 この条例において「給料」とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬で、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び災害派遣手当並びに教職調整額を除いたものをいう。

（給料表）

第 3 条 給料表の種類及び当該給料表の適用を受ける職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 行政職給料表 学校栄養職員及び事務職員（いずれも法第 28 条の 4 第 1 項又は法第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を除く。）
- (2) 再任用職員給料表 学校栄養職員及び事務職員（いずれも再任用職員に限る。）
- (3) 高等学校等教育職給料表（別表第 1） 高等学校又は特別支援学校に勤務する職員（前 2 号に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。）

- (4) 小中学校等教育職給料表（別表第2） 幼稚園、小学校又は中学校に勤務する職員（第1号又は第2号に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。）
- 2 前項第1号の行政職給料表（以下単に「行政職給料表」という。）にあつては堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「職員給与条例」という。）別表第1（備考を除く。）の規定を、同項第2号の再任用職員給料表にあつては職員給与条例別表第5（備考を除く。）の規定をそれぞれ準用する。

（職務の分類）

- 第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条第1項各号に規定する給料表（以下単に「給料表」という。）に定める職務の級ごとに分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、法第25条第3項第2号の等級別基準職務表として定める別表第3のとおりとする。
- 2 前項に定めるもののほか、別表第3に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

- 第5条 職員の職務の級は、前条に定めるもののほか、教育委員会規則で定める基準に従い決定する。
- 2 新たに給料表の適用を受けることとなった職員の号給は、教育委員会規則で定める基準に従い決定する。
- 3 職員がその者の属する職務の級から他の職務の級に異動した場合又はその者の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に異動した場合における号給は、教育委員会規則で定めるところにより決定する。
- 4 職員の昇給は、教育委員会規則で定める日（第9条において「昇給日」という。）に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合における昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、教育委員会規則で定める基準に従い決定する。
- 6 55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに定めるもののほか、職員の昇給について必要な事項は、教育委員

会規則で定める。

- 10 再任用職員の給料月額、その者に適用される給料表に掲げる給料月額（第3条第1項第3号の高等学校等教育職給料表又は同項第4号の小中学校等教育職給料表の適用を受ける職員（以下「教育職員」という。）にあっては、これらの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額）のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（再任用短時間勤務職員等の給料月額）

第6条 再任用職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（第26条第3項において「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定により定められたその者の給料月額に堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

- 2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員（第26条第3項及び第28条において「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められたその者の給料月額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

（給料の支給方法）

第7条 給料は、毎月20日にその月額的全額を支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は勤務時間条例第6条第1項に規定する休日に当たる場合は、教育委員会規則で定める日に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が離職し、若しくは死亡したとき、又は教育委員会規則で定める場合に該当したときは、給料の全部又は一部を同項に規定する支給日以外の日に支給することができる。

- 3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その当日から新たに定められた給料を支給する。

- 4 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

- 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

- 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給す



るとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日（第14条第1項において単に「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

7 前各項に定めるもののほか、給料の支給方法について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（休職者の給与）

第8条 職員（学校栄養職員を除く。）が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 前項に定めるもののほか、法第28条第2項各号又は堺市職員の分限に関する条例（昭和27年条例第12号。以下「分限条例」という。）第4条第2号に掲げる事由に該当して休職にされた職員の給与については、職員給与条例第12条の規定の例による。

（復職時等における号給の調整等）

第9条 法第28条第2項各号若しくは分限条例第4条各号に掲げる事由に該当して休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、若しくは教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）第2条第1項若しくは堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）第2条第1項の規定により派遣された職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務していなかった職員が再び勤務するに至った場合には、休職の期間、専従許可の有効期間、大学院修学休業の期間、派遣の期間又は休暇の期間を別表第4に定めるところにより換算して得た期間（以下この条において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、調整期間に応じ、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日及び当該日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（地域手当）

第10条 職員には、地域手当を支給するものとし、その月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の10を乗じて得た額とする。

2 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（扶養手当、住居手当及び通勤手当）

第11条 職員給与条例第16条、第16条の4から第17条まで及び別表第7の規定は、職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当について準用する。この場合において、これらの規定

中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、職員給与条例第17条第3項中「市長が別に」とあるのは「教育委員会規則で」と読み替えるものとする。

(単身赴任手当)

第12条 職員の単身赴任手当については、職員給与条例第17条の2の規定の例による。

(特殊勤務手当)

第13条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて、特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、教員特殊業務手当及び夜間教育等勤務手当とする。

(教員特殊業務手当)

第14条 教員特殊業務手当は、教育職員のうち、その属する職務の級が1級、2級又は3級である者(以下「特定教育職員」という。)が次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が、別表第5の左欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める場合に該当するときに、それぞれ同表の右欄に定める額を支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で、次に掲げるもの

- ア 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
- イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
- ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導の業務

(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの

(3) 教育委員会規則で定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動又は補習若しくは講習(正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)における児童又は生徒に対する指導の業務で、週休日(勤務時間条例第3条第3項の規定により半日勤務時間(同項に規定する半日勤務時間をいう。以下この号において同じ。)を割り振られた日を除く。次号及び別表第5において「全日週休日」という。)、勤務時間条例第6条第1項に規定する休日若しくは勤務時間条例第6条の2第1項に規定する代休日(以下これらを「休日等」という。)又は休日等に当たる日以外の日のうち正規の勤務時間が半日勤務時間である日(次号及び別表第5において「半日勤務日」という。)に行うもの

(5) 入学試験に係る受験生の監督、採点又は合否判定の業務で、全日週休日、休日等又は半日勤務日に行うもの

2 被害が特に甚大な非常災害の際に前項第1号アに掲げる業務に従事した場合（教育委員会規則で定める場合に限る。）における教員特殊業務手当の額は、別表第5の規定にかかわらず、同表に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額とする。

（夜間教育等勤務手当）

第15条 夜間教育等勤務手当は、夜間に2部授業を行う学級（以下この項において「夜間学級」という。）を設置する中学校に勤務する職員で、次の各号に掲げるものに対して、それぞれ当該各号に定める業務に従事した場合に支給する。

(1) 主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師 本務として夜間学級で行う教育又は養護の業務

(2) 校長、副校長及び教頭（いずれも夜間学級に関する校務を本務とする者に限る。）夜間学級に係る校務の掌理又は整理の業務

2 夜間教育等勤務手当の額は、前項各号に規定する業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に規定する業務 1,500円

(2) 前項第2号に規定する業務 1,200円

（特殊勤務手当の支給方法等）

第16条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給期日（第7条第1項に規定する給料の支給日又は同条第2項の規定により給料を支給する日をいう。第20条及び第25条第3項において同じ。）に支給する。

2 一日における勤務が、前2条に規定する特殊勤務手当の支給要件の2以上を同時に満たすときは、当該勤務を行った職員には、支給要件を満たしている特殊勤務手当のうち、手当の額が最も高額であるもの（最も高額であるものが2以上ある場合においては、それらのうち従事した時間の最も長い勤務に係るもの）のみを支給するものとする。

3 前3条及び前2項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当）

第17条 職員給与条例第19条から第20条まで、第26条及び第28条の規定は、職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当について準用する。この場合において、これらの規定中「第25条」とあるのは「堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第30

条においてその例によることとされる第 25 条」と、職員給与条例第 26 条中「第 19 条、第 19 条の 2 及び第 20 条」とあるのは「堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第 17 条第 1 項において読み替えて準用する第 19 条、第 19 条の 2 及び第 20 条」と、職員給与条例第 28 条ただし書中「第 19 条及び第 19 条の 2」とあるのは「堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第 17 条第 1 項において読み替えて準用する第 19 条及び第 19 条の 2」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、第 21 条第 1 項に規定する教育委員会規則で指定する職を占める職員には適用しない。

3 第 1 項において準用する職員給与条例第 19 条及び第 19 条の 2 の規定は、特定教育職員には適用しない。

(宿日直手当)

第 18 条 職員が、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた場合は、その勤務 1 回につき、6,700 円を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 前条第 1 項の規定は、前項に規定する勤務については適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第 19 条 職員給与条例第 21 条の 3 の規定は、職員の管理職員特別勤務手当について準用する。この場合において、同条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは、「堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第 21 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(時間外勤務手当等の支給期日)

第 20 条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給期日にこれを支給する。

(管理職手当)

第 21 条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち教育委員会規則で指定する職を占める職員には、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額、100 分の 25 を超えない範囲内で、教育委員会規則で定める額とする。

3 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

4 前 3 項に定めるもののほか、管理職手当の支給について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(期末手当)

第 22 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」

という。)に在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。以下この条において「基準日前退職職員等」という。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの(次条第2項第1号において「管理職員」という。)については、6月に支給する場合にあっては100分の102.5を、12月に支給する場合にあっては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前退職職員等のうち、その退職、失職又は死亡の際に第8条第2項においてその例によることとされる職員給与条例第12条第2項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に同項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(基準日前退職職員等については、退職し、失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額とこれらに対する地域手当の月額との合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき教育委員会規則で定めるものに係る期末手当基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額に職務の級等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

6 第2項本文の在職期間の算定について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

7 職員給与条例第23条の2及び第23条の3の規定は、職員の期末手当について準用する。この場合において、職員給与条例第23条の2中「前条第1項」とあるのは「堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第22条第1項」と、「基準日に係る」とあるのは「基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第22条第1項の教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、職員給与条例第23条の3第9項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。次項第1号において「基準日前退職職員等」という。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、失職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に100分の80（管理職員については、100分の100）を乗じて得た総額

(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額とする。

4 前条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第23条第3項」と読み替えるものとする。

5 職員給与条例第23条の2及び第23条の3の規定は、職員の勤勉手当について準用する。この場合において、職員給与条例第23条の2中「前条第1項」とあるのは「堺市立学校

職員の給与及び旅費に関する条例第23条第1項」と、「基準日に係る」とあるのは「基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第23条第1項の教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、職員給与条例第23条の3第9項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

（義務教育等教員特別手当）

第24条 義務教育等教員特別手当は、小学校、中学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に対して支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、13,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員については、職務の級）の別に応じて、教育委員会規則で定める。
- 3 幼稚園又は高等学校に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、教育委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。
- 4 義務教育等教員特別手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（定時制通信教育手当）

第25条 定時制通信教育手当は、定時制の課程（夜間において授業を行うものに限る。以下この項において同じ。）を置く高等学校に勤務する職員で、次の各号に掲げるものに対して、それぞれ当該各号に定める業務に従事した場合に支給する。

- (1) 校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者で、教育委員会規則で定めるものに限る。）及び教頭（定時制の課程に関する校務を本務とする者に限る。） 当該校務の掌理又は整理の業務
  - (2) 主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（いずれも定時制の課程で行う教育又は養護の業務を本務とする者に限る。）及び実習助手（当該課程で行う教育の業務を本務とする者で、教育委員会規則で定めるものに限る。） 当該課程で行う教育又は養護の業務
- 2 定時制通信教育手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
    - (1) 前項第1号に規定する業務 1,200円
    - (2) 前項第2号に規定する業務 1,500円
  - 3 定時制通信教育手当は、その月分を翌月の給料の支給期日に支給する。

(産業教育手当)

第26条 産業教育手当は、工業に関する課程を置く高等学校に勤務する職員で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。

- (1) 工業に関する課程において、実習を伴う工業に関する科目を主として担当する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師で、教育委員会規則で定めるもの
- (2) 工業に関する課程において、実習を伴う工業に関する科目について教諭の職務を補助する実習助手で、教育委員会規則で定めるもの

2 産業教育手当の月額は、21,000円（定時制通信教育手当の支給を受ける者については、13,000円）とする。

3 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に係る産業教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたこれらの者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 産業教育手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

5 前各項に定めるもののほか、産業教育手当の支給について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(災害派遣手当)

第27条 職員の災害派遣手当については、職員給与条例第24条の2の規定の例による。

(適用除外)

第28条 第5条（第1項及び第2項を除く。）の規定は、臨時的に任用された職員、任期付短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

2 第11条において読み替えて準用する職員給与条例第16条、第16条の4及び第16条の5の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。

3 第12条においてその例によることとされる職員給与条例第17条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

(教職調整額)

第29条 特定教育職員には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 特定教育職員に係る第8条、第10条、第22条及び第23条並びに外国の地方公共団体



の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例並びにこれらに基づく教育委員会規則及び人事委員会規則の規定の適用に当たっては、前項の教職調整額は、給料とみなす。

3 教職調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。

4 前項に定めるもののほか、教職調整額を支給方法について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(勤務1時間当たりの給与額)

第30条 職員の勤務1時間当たりの給与額については、職員給与条例第25条の規定の例による。

(給与の減額)

第31条 職員が欠勤(遅参及び早退を含む。)その他の事由により正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない時間1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、職員が次に掲げる事由に該当する場合は、給与を減額しない。

(1) 法第28条第2項各号又は分限条例第4条各号に掲げる事由に該当して休職にされた場合

(2) 前号に掲げるもののほか、勤務しないことについて特に承認があった場合(結核性疾患にかかり療養を命ぜられた場合を含み、法第52条第1項に規定する職員団体のためその業務又は活動に従事する場合(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年条例第19号)第2条各号に掲げる場合を除く。)及び教育委員会が定める場合を除く。)

(給与の控除)

第32条 職員の給与は、法律に定めるもののほか、次に掲げるものについては、これらに相当する額を控除して支給することができる。

(1) 一般財団法人大阪府教職員互助組合に掛金又は償還金として支払うべき費用

(2) 職員が法第52条第1項に規定する職員団体に支払うべき費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、給与から控除することが適当なものとして教育委員会規則で定めるもの

(旅費)

第33条 職員の旅費については、次項及び第3項に定めるもののほか、堺市職員等の旅費に関する条例(平成6年条例第4号)の規定(第4条第5項、第11条及び第26条の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条例の規定中「規則」とあるのは、「教育委

員会規則」と読み替えるものとする。

- 2 車賃は、陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 3 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合は、実費額による。
- 4 前3項に定めるもののほか、旅費の支給について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（口座振替による支払）

第34条 給与又は旅費は、職員からの申出に基づき、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

（委任）

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き職員である者（行政職給料表の適用を受ける者に限る。）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（教育委員会規則で定める者を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 施行日以後に職員となった者のうち行政職給料表の適用を受ける者について、任用の事情等を考慮して前項の規定により給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、その者には、教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給する。
- 4 施行日前から法第28条第2項各号若しくは分限条例第4条各号に掲げる事由に該当して休職にされ、専従許可を受け、若しくは教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている職員が施行日以後に復職し、施行日前から外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項若しくは堺市公益的法人等へ

の職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣されている職員が施行日以後に職務に復帰し、又は施行日前から休暇のため勤務していなかった職員が施行日以後に再び勤務するに至った場合におけるこれらの職員に係る号給の調整については、休職の期間、専従許可の有効期間、大学院修学休業の期間、派遣の期間又は休暇の期間の初日から施行日の前日までの期間は、第9条の規定にかかわらず、従前の例により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなす。

- 5 施行日から平成30年3月31日までの間における職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する第22条第2項及び第23条第2項第1号の規定の適用については、第22条第2項中「6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（次条第2項第1号において「管理職員」という。）については、6月に支給する場合にあっては100分の102.5を、12月に支給する場合にあっては100分の117.5を乗じて得た額）」とあるのは「6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5を乗じて得た額」と、第23条第2項第1号中「100分の80（管理職員については、100分の100）」とあるのは「100分の80」とする。

（堺市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

- 6 堺市職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「一般職の職員」の次に「（教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員のうち堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第 号）第2条第1項に規定する職員を除く。）」を加える。

別表第1 (第3条関係)

## 高等学校等教育職給料表

(単位 円)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	150,900	184,000	272,300	416,900	481,700
	2	152,400	186,800	275,100	418,700	483,200
	3	153,900	189,500	277,800	420,300	484,700
	4	155,400	192,200	280,700	421,800	486,200
	5	157,100	195,100	283,400	423,300	487,700
	6	159,000	196,800	286,200	424,800	488,500
	7	160,800	198,400	289,000	426,300	489,300
	8	162,600	200,100	291,800	427,800	490,100
	9	164,400	201,900	294,300	429,200	491,000
	10	166,500	203,600	297,100	430,700	491,800
	11	168,500	205,300	299,900	432,200	492,600
	12	170,500	207,000	302,700	433,700	493,400
	13	172,500	208,900	305,300	435,100	494,000
	14	174,700	211,100	308,300	436,700	494,800
	15	176,900	213,400	311,100	438,300	495,600
	16	179,100	215,600	313,900	439,900	496,400
	17	181,400	217,600	316,700	441,500	497,300
	18	184,000	220,100	319,500	443,100	498,100
	19	186,500	222,500	322,300	444,700	498,700
	20	189,000	224,900	325,100	446,300	499,300
	21	191,500	227,200	327,900	447,900	499,900
	22	193,200	230,100	330,400	449,500	500,500
	23	194,900	233,200	332,900	451,100	501,100
	24	196,600	236,100	335,400	452,700	501,700
	25	198,100	239,200	337,800	454,200	502,300
	26	199,800	242,100	340,200	455,500	502,900
	27	201,500	245,000	342,600	456,800	503,500
	28	203,200	247,800	344,900	458,100	504,100
	29	204,700	250,600	347,200	459,500	504,700
	30	206,700	253,300	349,500	460,700	
	31	208,700	256,300	351,800	461,800	
	32	210,700	259,200	354,100	463,000	
	33	212,600	262,200	356,300	464,300	
	34	214,800	264,900	358,600	465,500	
	35	217,000	267,600	360,900	467,000	
	36	219,300	270,200	363,200	468,500	
	37	221,300	272,900	365,400	469,900	
	38	223,400	275,600	367,700	471,400	
	39	225,600	278,300	370,000	472,900	

40	227,600	281,000	372,200	474,400
41	229,700	283,400	374,400	475,800
42	231,400	286,100	376,700	476,700
43	233,200	288,800	378,900	477,600
44	234,900	291,500	381,100	478,500
45	236,700	294,000	383,100	479,100
46	238,400	296,800	385,300	480,000
47	240,200	299,500	387,400	480,900
48	242,000	302,100	389,600	481,600
49	244,000	304,400	391,600	482,100
50	245,700	307,200	393,700	482,600
51	247,300	310,000	395,700	483,100
52	249,000	312,700	397,700	483,600
53	250,500	315,300	399,700	484,000
54	252,200	317,900	401,600	484,600
55	253,800	320,500	403,400	485,000
56	255,500	323,100	405,200	485,400
57	256,700	325,500	406,800	485,700
58	258,300	327,900	408,200	486,100
59	259,900	330,300	409,500	486,500
60	261,500	332,700	410,800	486,900
61	263,000	335,000	412,200	487,300
62	264,600	337,300	413,500	
63	266,200	339,600	414,900	
64	267,700	341,900	416,300	
65	269,100	344,100	417,700	
66	270,800	346,400	419,100	
67	272,500	348,700	420,500	
68	274,200	351,000	421,900	
69	275,600	353,200	423,300	
70	277,100	355,600	424,700	
71	278,600	357,900	426,100	
72	280,100	360,200	427,500	
73	281,300	362,300	428,700	
74	282,700	364,600	430,100	
75	284,100	366,800	431,500	
76	285,500	369,000	432,900	
77	286,700	370,900	434,100	
78	287,900	373,100	435,200	
79	289,100	375,200	436,400	
80	290,300	377,400	437,600	
81	291,400	379,500	438,600	
82	292,600	381,500	439,300	
83	293,800	383,400	440,000	
84	295,000	385,200	440,700	
85	296,200	387,200	441,300	

86	297,400	388,900	442,000
87	298,600	390,500	442,700
88	299,800	392,100	443,500
89	300,800	393,400	444,000
90	302,000	394,800	444,600
91	303,200	396,100	445,200
92	304,400	397,400	445,800
93	305,000	398,800	446,300
94	306,200	400,000	446,500
95	307,400	401,300	446,700
96	308,600	402,600	446,900
97	309,600	404,100	447,100
98	310,700	405,400	447,300
99	311,800	406,700	447,500
100	312,900	408,000	447,700
101	313,600	409,200	447,900
102	314,700	410,300	448,100
103	315,800	411,400	448,300
104	316,800	412,500	448,500
105	317,500	413,400	448,700
106	318,300	414,500	448,900
107	319,100	415,600	449,100
108	319,900	416,700	449,300
109	320,400	417,500	449,500
110	320,900	418,300	
111	321,500	419,200	
112	322,100	420,100	
113	322,700	420,800	
114	323,200	421,300	
115	323,700	421,700	
116	324,200	422,000	
117	324,600	422,200	
118	325,100	422,600	
119	325,600	423,000	
120	326,100	423,400	
121	326,600	423,800	
122	327,100	424,000	
123	327,500	424,200	
124	327,900	424,500	
125	328,400	424,800	
126	328,800	425,000	
127	329,200	425,200	
128	329,500	425,400	
129	329,700	425,600	
130	329,900	425,800	
131	330,100	426,000	

132	330,300	426,200				
133	330,500	426,400				
134	330,700	426,600				
135	330,900	426,800				
136	331,100	427,000				
137	331,300	427,200				
138	331,500	427,400				
139	331,700	427,600				
140	331,900	427,800				
141	332,100	428,000				
142	332,300	428,200				
143	332,500	428,400				
144	332,700	428,600				
145	332,900	428,800				
146	333,100	429,000				
147	333,300	429,200				
148	333,500	429,400				
149	333,700	429,600				
150	333,900					
151	334,100					
152	334,300					
153	334,500					
154	334,700					
155	334,900					
156	335,100					
157	335,300					
158	335,500					
159	335,700					
160	335,900					
161	336,100					
162	336,300					
163	336,500					
164	336,700					
165	336,900					
166	337,100					
167	337,300					
168	337,500					
169	337,700					
再任用 職員		238,000	282,100	312,000	348,700	428,400

## 別表第2 (第3条関係)

## 小中学校等教育職給料表

(単位 円)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	150,900	166,700	272,300	397,300	446,900
	2	152,400	168,800	275,100	399,100	447,900
	3	153,900	170,900	277,800	400,900	448,900
	4	155,400	173,100	280,700	402,600	450,100
	5	157,100	175,100	283,400	404,200	451,100
	6	159,000	177,300	286,200	406,000	452,000
	7	160,800	179,500	289,000	407,800	452,800
	8	162,600	181,700	291,800	409,700	453,700
	9	164,400	184,000	294,300	411,500	454,800
	10	166,500	186,800	297,100	413,200	455,600
	11	168,500	189,500	299,900	414,900	456,400
	12	170,500	192,200	302,700	416,500	457,400
	13	172,500	195,100	305,300	417,900	458,200
	14	174,700	196,800	308,300	419,200	458,900
	15	176,900	198,400	311,100	420,400	459,600
	16	179,100	200,100	313,900	421,600	460,200
	17	181,400	201,900	316,700	423,200	460,700
	18	184,000	203,600	319,500	424,400	461,400
	19	186,500	205,300	322,300	425,700	462,100
	20	189,000	207,000	325,100	427,000	462,800
	21	191,500	208,900	327,900	428,000	463,300
	22	193,200	211,200	330,400	429,400	464,000
	23	194,900	213,500	332,900	430,800	464,700
	24	196,600	215,700	335,400	432,200	465,400
	25	198,100	217,600	337,800	433,200	466,000
	26	199,700	220,000	340,200	434,400	466,700
	27	201,300	222,500	342,600	435,600	467,400
	28	202,900	224,900	344,900	436,800	468,100
	29	204,600	227,200	347,200	437,600	468,600
	30	206,700	230,100	349,400	438,800	469,300
	31	208,800	233,200	351,600	440,000	470,000
	32	210,800	236,100	353,800	441,200	470,700
	33	212,500	239,300	355,900	442,100	471,300
	34	214,600	242,100	357,900	442,700	472,000
	35	216,700	245,000	359,800	443,300	472,700
	36	218,800	247,800	361,800	443,900	473,400
	37	220,800	250,600	364,000	444,600	473,900
	38	222,900	253,300	365,800	445,200	
	39	224,900	256,300	367,500	445,800	



40	226,700	259,200	369,300	446,400
41	228,700	262,200	371,100	446,800
42	230,400	264,800	372,800	447,300
43	232,200	267,500	374,400	447,800
44	233,900	270,200	376,100	448,300
45	235,700	272,900	377,700	448,700
46	237,500	275,600	379,400	449,000
47	239,300	278,300	381,000	449,300
48	241,100	281,000	382,700	449,600
49	243,000	283,400	384,400	450,000
50	244,700	286,100	385,900	450,300
51	246,400	288,800	387,300	450,600
52	248,100	291,500	388,800	450,900
53	249,500	294,000	390,400	451,100
54	251,200	296,800	391,800	451,400
55	252,800	299,500	393,100	451,700
56	254,500	302,100	394,500	452,000
57	255,800	304,400	395,700	452,300
58	257,300	307,200	396,800	452,600
59	258,700	310,000	398,000	452,900
60	260,200	312,800	399,200	453,200
61	261,700	315,300	400,200	453,500
62	263,200	317,900	401,300	453,700
63	264,700	320,500	402,400	453,900
64	266,100	323,100	403,500	454,100
65	267,300	325,500	404,500	454,300
66	268,900	327,900	405,700	454,500
67	270,500	330,300	406,900	454,700
68	272,100	332,700	408,100	454,900
69	273,700	335,100	409,100	455,100
70	275,200	337,300	410,200	455,300
71	276,700	339,500	411,300	455,500
72	278,200	341,700	412,400	455,700
73	279,300	344,100	413,200	455,900
74	280,600	346,400	414,200	
75	281,900	348,700	415,200	
76	283,200	351,000	416,200	
77	284,500	353,000	417,100	
78	285,700	354,900	417,900	
79	286,900	356,700	418,700	
80	288,100	358,600	419,500	
81	289,200	360,400	420,200	
82	290,400	362,200	420,900	
83	291,600	363,900	421,600	
84	292,800	365,700	422,300	
85	293,700	367,200	422,900	

86	294,700	368,900	423,300
87	295,700	370,500	423,700
88	296,700	372,200	424,100
89	297,500	374,000	424,500
90	298,400	375,400	424,800
91	299,300	376,700	425,100
92	300,200	378,100	425,400
93	300,600	379,700	425,800
94	301,400	381,000	426,100
95	302,200	382,300	426,400
96	303,000	383,600	426,700
97	303,900	384,700	427,000
98	304,700	385,500	427,200
99	305,500	386,400	427,400
100	306,300	387,300	427,600
101	307,100	388,400	427,800
102	307,600	389,400	428,000
103	308,100	390,400	428,200
104	308,500	391,400	428,400
105	308,700	392,300	428,600
106	308,900	393,300	428,800
107	309,200	394,200	429,000
108	309,400	395,200	429,200
109	309,600	396,000	429,400
110	309,900	397,000	429,600
111	310,100	398,000	429,800
112	310,400	399,000	430,000
113	310,600	399,600	430,200
114	310,900	400,500	
115	311,200	401,400	
116	311,500	402,300	
117	311,700	403,200	
118	312,000	404,000	
119	312,300	404,800	
120	312,500	405,600	
121	312,700	406,400	
122	312,900	407,200	
123	313,100	408,000	
124	313,300	408,800	
125	313,500	409,100	
126		409,500	
127		410,100	
128		410,400	
129		410,900	
130		411,300	
131		411,900	

	132		412,300			
	133		412,600			
	134		413,000			
	135		413,400			
	136		413,800			
	137		414,200			
	138		414,600			
	139		415,000			
	140		415,400			
	141		415,900			
	142		416,200			
	143		416,500			
	144		416,800			
	145		417,000			
	146		417,300			
	147		417,600			
	148		417,900			
	149		418,200			
	150		418,400			
	151		418,600			
	152		418,800			
	153		419,000			
	154		419,200			
	155		419,400			
	156		419,600			
	157		419,800			
	158		420,000			
	159		420,200			
	160		420,400			
	161		420,600			
再任用 職員		229,100	279,200	307,200	342,100	418,000

別表第3 (第4条関係)

等級別基準職務表

ア 行政職給料表に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事又は技師の職務 (2級に分類される主事又は技師の職務を除く。)
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	副主査の職務
4級	主査の職務
5級	高等学校の経営企画室の室長代理の職務
6級	高等学校の経営企画室の室長又は参事の職務

イ 再任用職員給料表に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事又は技師の職務
2級	主査の職務

ウ 高等学校等教育職給料表に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	高等学校又は特別支援学校の講師 (人事委員会規則で定めるものを除く。)、助教諭、養護助教諭又は実習助手 (人事委員会規則で定めるものを除く。)の職務
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭 (人事委員会規則で定めるものを除く。)又は栄養教諭 (人事委員会規則で定めるものを除く。)の職務
3級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
4級	1 高等学校の教頭の職務 2 特別支援学校の副校長又は教頭の職務
5級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務

エ 小中学校等教育職給料表に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	幼稚園、小学校又は中学校の講師 (人事委員会規則で定めるものを除く。)、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	幼稚園、小学校又は中学校の教諭、養護教諭 (人事委員会規則で定めるものを除く。)又は栄養教諭 (人事委員会規則で定めるものを除く。)の職務
3級	幼稚園、小学校又は中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務

4級	1 幼稚園の園長の職務 2 小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務
5級	小学校又は中学校の校長の職務

別表第4（第9条関係）

休職期間等換算表

期間	換算率
(1) 法第28条第2項第1号に掲げる事由による休職の期間（当該休職の原因が公務上の災害又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による災害であると認められる場合の休職の期間に限る。）	$\frac{3}{3}$ 以下
(2) 法第28条第2項第1号に掲げる事由による休職の期間（当該休職の原因が結核性疾患である場合（前号に規定する場合を除く。）の休職の期間に限る。）	$\frac{1}{2}$ 以下
(3) 法第28条第2項第2号に掲げる事由による休職の期間（無罪の判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	$\frac{3}{3}$ 以下
(4) 分限条例第4条第1号に掲げる事由による休職の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
(5) 分限条例第4条第2号に掲げる事由による休職の期間（第1号に規定する場合の休職の期間を除く。）	$\frac{1}{3}$ 以下
(6) 専従許可の有効期間	$\frac{2}{3}$ 以下
(7) 大学院修学休業の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
(8) 外国の地方公共団体の機関等への派遣の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
(9) 公益的法人等への派遣の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
(10) 勤務時間条例第12条第1項の介護休暇の期間	$\frac{1}{2}$ 以下

備考 外国の地方公共団体の機関等又は公益的法人等に派遣された職員に関するこの表の適用については、派遣先における業務は、公務とみなす。

## 別表第5 (第14条関係)

## 教員特殊業務手当額表

業務	区分	手当の額 (業務に従事した日1日につき)
第14条第1項第1号に掲げる業務	1 全日週休日又は休日等において、従事した時間が7時間45分以上であるとき。	第14条第1項第1号アに掲げる業務にあつては8,000円、同号イ又はウに掲げる業務にあつては7,500円
	2 半日勤務日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が7時間以上であるとき。	
	3 全日週休日、休日等及び半日勤務日以外の日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が6時間以上であるとき。	
	4 全日週休日又は休日等において、従事した時間が5時間以上7時間45分未満であるとき。	第14条第1項第1号アに掲げる業務にあつては4,000円、同号イ又はウに掲げる業務にあつては3,750円
	5 半日勤務日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が4時間以上7時間未満であるとき。	
	6 全日週休日、休日等及び半日勤務日以外の日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が3時間以上6時間未満であるとき。	
第14条第1項第2号又は第3号に掲げる業務	その日において、従事した時間が7時間45分以上であるとき。	4,250円
第14条第1項第4号に掲げる業務	1 全日週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き6時間以上であるとき。	3,700円
	2 全日週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き4時間以上6時間未満であるとき。	3,000円
	3 半日勤務日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が引き続き4時間以上であるとき。	
第14条第1項第5号に掲げる業務	1 全日週休日又は休日等において、従事した時間が7時間45分以上であるとき。 2 半日勤務日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が7時間45分以上であるとき。	900円

## 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の全部 改正について

### 1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）による市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）の一部改正により、同法第 1 条に規定する職員の給与等の負担について大阪府から権限の移譲を受けることに伴い、当該職員の給与及び旅費について必要な事項を定めることとし、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うため、本条例の全部改正を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

## 府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う 関係条例の整備等に関する条例

(堺市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の分限に関する条例(昭和27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「堺市職員医療審査会(」を削り、「をいう。」を「(教職員(職員活性化条例第26条第5項に規定する教職員をいう。第8条第3項及び第10条において同じ。)を休職しようとする場合については、堺市附属機関の設置等に関する条例第2条第1項の規定により設置された堺市学校職員健康審査会」に改め、同条第5項中「堺市職員懲戒等審査会(同条例)」を「職員活性化条例」に、「をいう。」を「又は職員活性化条例第30条の2第1項に規定する堺市教職員懲戒等審査会」に、「処分の内容」を「その内容」に改める。

第8条第1項中「休職」の次に「(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条第1項に規定する結核性疾患による休職に該当するものを除く。)」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、法第28条第2項第1号の規定により休職にされた教職員(学校栄養職員を除く。)が復職後1年以内に結核性疾患のため同号の規定により再び休職にされたときは、その休職期間は、当該復職前の休職期間に通算しない。

第10条中「職員」の次に「(教職員を除く。)」を加える。

第12条及び第13条を削る。

(堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和27年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「堺市職員懲戒等審査会(」を削り、「をいう。)」を「又は同条例第30条の2第1項に規定する堺市教職員懲戒等審査会」に、「処分の内容」を「その内容」に改める。

第7条及び第8条を削る。

(堺市職員退職手当支給条例の一部改正)



第3条 堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、堺市職員（市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員を除く。）の退職手当について必要な事項を定める。

第2条中「職員」を「前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）」に改める。

第3条第1項中「給料表の給料月額」の次に「、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第 号）第4条第1項に規定する給料表の給料月額（教職調整額を含む。）」を加える。

第5条の2第2項中「第7条第10項」を「第7条第11項」に改め、同項に次の1号を加える。

（4）第7条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間とみなされた同項に規定する他の地方公共団体の教員としての引き続いた在職期間

第5条の3第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項に規定する教職員に対する前2項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

第6条の3第2項の表中「第5条の3第3項」を「第5条の3第4項」に改める。

第6条の4第1項中「停職」の次に「、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業」を加える。

第7条中第11項を第12項とし、同条第10項ただし書中「ただし、」の次に「その在職期間が6月以上1年未満（」を加え、「において、その在職期間が1年未満」を「については、1年未満）」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第7項及び第8項を1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 他の地方公共団体（以下この項において「他団体」という。）の教員（教育公務員特例法第2条第2項に規定する教員をいい、臨時的に任用された者及び任期を定めて採用

された者を除く。) から引き続いて堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第5条第10項に規定する教育職員として採用された職員の当該教員としての引き続いた在職期間(当該他団体の退職手当に関する規程において引き続いた在職期間とみなすこととされている期間を含む。)は、第1項の職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、本市の教育職員から引き続いて当該他団体の教員となった場合において、本市の教育職員としての在職期間を当該他団体において引き続いた在職期間とみなさないときは、この限りでない。

第9条第4項中「、本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第5項中「、本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。

附則第2項中「第7条第7項」を「第7条第8項」に改め、附則第3項中「第7条第8項」を「第7条第9項」に改める。

(堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和46年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「と第3条に規定する」を「(以下単に「休日」という。)と」に改める。

第6条の2第1項中「前条第1項及び第2項に規定する」及び「(以下この項において単に「休日」という。)」を削り、「日(次頁において)」を「日(以下)」に改める。

第7条中「第3条に規定する」、「第6条に規定する」及び「前条に規定する」を削る。

第7条の2第1項中「第19条第3項」を「第10条第3項及び第12条第3項において「職員給与条例」という。)第19条第3項(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第 号。以下「学校職員給与条例」という。)第17条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改め、「第6条に規定する」及び「第6条の2第1項に規定する」を削る。

第7条の3中「前条」を「第7条」に改め、「第6条に規定する」及び「第6条の2に規定する」を削る。

第7条の4の次に次の1条を加える。

(教育職員に係る時間外勤務等の特例)

第7条の5 教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を含む。)に勤務する職員のうち学校職員給与条例第5条第10項に規定する教育職員(学校職員給与条例第21条第1項の

教育委員会規則で指定する職を占める職員を除く。) に対し、第7条の規定により時間外勤務等を命ずることができる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号ハに規定する職員会議に関する業務
- (4) 非常災害の場合、幼児、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

第10条第3項及び第12条第3項中「堺市職員の給与に関する条例第27条ただし書」を「職員給与条例第27条ただし書及び学校職員給与条例第31条ただし書」に、「同条本文」を「職員給与条例第25条（学校職員給与条例第30条においてその例によることとされる場合を含む。）」に改める。

第13条中「任用される職員」を「任用された職員（堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項に規定する教職員（次項及び次条において単に「教職員」という。）を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 臨時的に任用された教職員の休暇については、第9条から前条までの規定にかかわらず、教育委員会規則で定めるところによる。

第13条の次に次の1条を加える。

（教職員に関する読替え）

第13条の2 教職員に対する第3条、第5条、第6条の2及び第7条の2の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

（堺市職員の厚生制度に関する条例の一部改正）

第5条 堺市職員の厚生制度に関する条例（昭和48年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（職員）

第2条 この条例において「職員」とは、市職員のうち常時勤務に服することを要する者をいう。

第3条中「定める」を「規定する」に、「職員で組織する堺市職員厚生会」を「堺市職員厚生会又は堺市学校園教職員厚生会若しくは一般財団法人大阪府教職員互助組合」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第12条第1項」の次に「(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第 号）第8条第2項においてその例によることとされる場合を含む。）」を加える。

第6条第2項中「第7条第7項」を「第7条第8項」に改める。

第7条中「」の次に「(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第33条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

(堺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「の規則で定める日」を「に規定する昇給日」に改める。

第9条第1項中「この条」の次に「及び第20条」を加え、「第7条第7項」を「第7条第8項」に改め、同条第2項中「第7条第7項」を「第7条第8項」に改める。

第17条の表中「の規定により読み替えられた」を「において読み替えて適用する」に改め、同表の第6条第8項の項を削る。

第20条第1項及び第2項中「第7条第7項」を「第7条第8項」に改める。

第25条中「同条本文」を「給与条例第25条」に改める。

第27条を次のように改める。

(教職員の育児休業等の取扱い)

第27条 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項に規定する教職員（次項において単に「教職員」という。）に対する第7条、第8条第1項、第17条、第24条第1項及び第25条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項	堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）第23条第1項	堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第 号。以下「学校職員給与条例」という。）第22条第1項
	規則	教育委員会規則
第7条第2項	給与条例第24条第1項	学校職員給与条例第23条第1項
	規則	教育委員会規則
第8条第1項	給与条例第6条第3項	学校職員給与条例第5条第4項
第17条	第21条の3第1項	学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する第21条の3第1項
	第17条第3項	学校職員給与条例第11条において読み替えて準用する第17条第3項
	第17条第4項	学校職員給与条例第11条において読み替えて準用する第17条第4項
	第19条第5項	学校職員給与条例第17条において読み替えて準用する第19条第5項
第24条第1項	30分	15分
第25条	給与条例第27条ただし書	学校職員給与条例第31条ただし書
	給与条例第25条	学校職員給与条例第30条においてその例によることとされる給与条例第25条

- 2 育児短時間勤務をしている教職員に対する学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号。以下「育休条例」という。）第19条において読み替えて適用する勤務時間条例第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第3項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第7条第6項	勤務時間条例	育休条例第19条において読み替えて適用する勤務時間条例

第 22 条 第 4 項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第 22 条 第 5 項	前項	育児条例第 27 条第 2 項において読み替えて適用する前項
第 22 条 第 5 項 及び 第 23 条第 3 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第 22 条 第 6 項	教育委員会規則	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の勤務時間を考慮して教育委員会規則
第 23 条 第 4 項	前条第 5 項	育児休業条例第 27 条第 2 項において読み替えて適用する前条第 5 項
	「前項」とあるのは、「第 23 条第 3 項」	「育児休業条例第 27 条第 2 項において読み替えて適用する前項」とあるのは、「育児休業条例第 27 条第 2 項において読み替えて適用する第 23 条第 3 項」
第 26 条 第 3 項	再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
	勤務時間条例第 2 条第 2 項又は第 3 項の規定により定められたこれらの者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数	算出率

（堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第 8 条 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 12 条第 1 項」の次に「（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成 28 年条例第 号）第 8 条第 2 項においてその例によることとされる場合を含む。第 15 条において同じ。）」を加える。

第 6 条中「第 13 条」の次に「又は堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第 9 条」を加える。

第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 17 条中「第 7 条第 7 項」を「第 7 条第 8 項」に改める。

（堺市職員及び組織の活性化に関する条例の一部改正）

第 9 条 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成 24 年条例第 30 号）の一部を次のよ

うに改正する。

第 26 条第 5 項中「堺市職員懲戒等審査会」の次に「(教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を含む。)に勤務する職員のうち堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成 28 年条例第 号)第 2 条第 1 項に規定する職員(以下「教職員」という。)に当該処分を行う場合については、第 30 条の 2 第 1 項に規定する堺市教職員懲戒等審査会)」を加える。

第 27 条第 3 項中「堺市職員懲戒等審査会」の次に「(教職員に当該処分を行う場合については、第 30 条の 2 第 1 項に規定する堺市教職員懲戒等審査会)」を加える。

第 30 条第 1 項中「職員」の次に「(教職員を除く。次項において同じ。)」を加え、第 7 章中同条の次に次の 1 条を加える。

(堺市教職員懲戒等審査会)

第 30 条の 2 教職員の分限及び懲戒処分についての公正を期するため、教育委員会の附属機関として、堺市教職員懲戒等審査会(次項において「教職員審査会」という。)を置く。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、教職員審査会について準用する。この場合において、同条第 2 項各号中「職員」とあるのは「教職員」と、同条第 4 項中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

第 36 条を次のように改める。

(適用除外)

第 36 条 第 7 条第 2 項の規定は、教職員には適用しない。

2 第 13 条から第 18 条まで、第 26 条及び第 33 条から前条までの規定は、臨時的に任用された職員には適用しない。

第 37 条及び第 38 条を削り、第 11 章中第 39 条を第 37 条とする。

(堺市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第 10 条 堺市職員の修学部分休業に関する条例(平成 27 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 27 条ただし書」の次に「及び堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成 28 年条例第 号)第 31 条ただし書」を加え、「同条本文」を「堺市職員の給与に関する条例第 25 条(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第 30 条においてその例によることとされる場合を含む。)」に改める。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

(堺市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第11条 堺市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第7条第7項」を「第7条第8項」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

（堺市立学校職員退職手当支給条例等の廃止）

第12条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 堺市立学校職員退職手当支給条例（昭和38年条例第21号）
- (2) 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年条例第10号）
- (3) 堺市立学校職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第24号）
- (4) 堺市立学校職員の再任用に関する条例（平成13年条例第13号）

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条中堺市職員退職手当支給条例第9条第4項及び第5項の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成29年1月1日から施行する。

（堺市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第3条の規定による改正後の堺市職員退職手当支給条例（以下この項及び次項において「新退職手当条例」という。）第2条に規定する職員（教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員のうち堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第 号）第2条第1項に規定する職員（以下「教職員」という。）に限る。）が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に、現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間と同日においてその者が職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）又は堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の規定による改正前の堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（昭和57年条例第3号）の規定に基づき受けていた給料月額（教職調整額を含む。）とを基礎として、同日における職員の退職手当に関する条例（昭和40年大阪府条例第4号）第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び附則第44項から第46項まで並びに職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年大阪府条例第13号）附則第11項から第13項まで（第12条第1号の規定による廃止前の堺市立学校職員退職手当支給条例において大阪府立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の規



定により計算した額（以下この項において「旧条例等計算額」という。）が、新退職手当条例第2条の4から第6条の5まで並びに附則第4項及び第5項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、新退職手当条例第2条の4から第6条の5まで並びに附則第4項及び第5項の規定にかかわらず、旧条例等計算額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- 3 退職した職員（新退職手当条例第2条に規定する職員に限る。）で、本市の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものについて、新退職手当条例第9条第4項又は第5項の勤続期間を計算する場合における新退職手当条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この条において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続きた在職期間）」と、同条第3項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

（堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 施行日前に教職員に対して職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪府条例第4号。次項において「府勤務時間条例」という。）第13条第1項、第14条第1項、第15条又は第16条第1項（これらの規定を第12条第2号の規定による廃止前の堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（次項において「旧学校職員勤務時間条例」という。）第3条及び第4条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりなされた年次休暇、病気休暇、特別休暇又は介護休暇の付与は、それぞれ第4条の規定による改正後の堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）第9条第1項、第10条第1項、第11条又は第12条第1項の規定によりなされた年次有給休暇、病気休暇、特別休暇又は介護休暇の付与とみなす。

- 5 施行日前から引き続き在職する教職員（臨時的に任用された者を除く。）に対して平成29年度において付与する年次有給休暇の日数は、新勤務時間条例第9条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により教育委員会が定める日数と府勤務時間条例第13条第1項（旧学校職員勤務時間条例第3条及び第4条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）

の規定により平成 28 年度において付与された年次有給休暇の残日数とを合計した日数とする。

6 前項の場合において、同項に規定する教職員に対して平成 29 年度において付与する年次有給休暇に関する新勤務時間条例第 9 条第 2 項の規定の適用については、同項中「この項の規定により繰り越されたもの」とあるのは、「府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成 28 年条例第 号）附則第 5 項の平成 28 年度において付与された年次有給休暇の残日数」とする。

7 教職員に関する新勤務時間条例第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「任命権者が定める理由による病気休暇を除く。」とあるのは、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年大阪府条例第 4 号）第 14 条第 1 項（府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成 28 年条例第 号。以下「整備条例」という。）第 12 条第 2 号の規定による廃止前の堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 41 年条例第 10 号）第 3 条及び第 4 条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により整備条例の施行の日前に付与された病気休暇を含み、任命権者が定める理由による病気休暇を除く。」とする。

（堺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

8 施行日前に教職員に対して職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年大阪府条例第 1 号）第 20 条（第 7 条の規定による改正前の堺市職員の育児休業等に関する条例第 27 条において大阪府立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の規定によりなされた部分休業の承認については、第 7 条の規定による改正後の堺市職員の育児休業等に関する条例第 24 条の規定によりなされた部分休業の承認とみなす。

（堺市職員及び組織の活性化に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

9 平成 29 年度における教職員に係る人事評価の結果の活用に関する第 9 条の規定による改正後の堺市職員及び組織の活性化に関する条例第 15 条第 2 項の適用については、同項中「勤勉手当」とあるのは、「給料及び勤勉手当」とする。

（堺市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

10 施行日前に教職員に対して職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年大阪府条例第 176 号）第 2 条（同条例第 6 条第 2 項において準用する場合及び第 11 条の規定による改正前の堺市職員の配偶者同行休業に関する条例第 12 条において大阪府立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の規定によりなされた配偶者同行休業又はその延長の承認は、第 11 条の規定による改正後の堺市職員の配偶者同行休業に関する条例第 2 条（同

条例第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定によりなされた配偶者同行休業  
又はその延長の承認とみなす。

## 府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係 条例の整備等に関する条例の制定について

### 1 制定の趣旨及び内容

次に掲げる所要の改正等及び規定の整備を行うため、本条例を制定するものであること。

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）による市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）の一部改正により、同法第 1 条に規定する職員の給与等の負担について大阪府から権限の移譲を受けることに伴い、次のアからサまでに掲げる条例について所要の改正を行うとともに、シからソまでに掲げる条例を廃止するものであること。

ア 堺市職員の分限に関する条例（昭和 27 年条例第 12 号）

イ 堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 27 年条例第 13 号）

ウ 堺市職員退職手当支給条例（昭和 31 年条例第 18 号）

エ 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 46 年条例第 18 号）

オ 堺市職員の厚生制度に関する条例（昭和 48 年条例第 36 号）

カ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年条例第 20 号）

キ 堺市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）

ク 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年条例第 28 号）

ケ 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成 24 年条例第 30 号）

コ 堺市職員の修学部分休業に関する条例（平成 27 年条例第 27 号）

サ 堺市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 27 年条例第 28 号）

シ 堺市立学校職員退職手当支給条例（昭和 38 年条例第 21 号）

ス 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 41 年条例第 10 号）

セ 堺市立学校職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 24 号）

ソ 堺市立学校職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 13 号）

- (2) 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）による国家公務員退職

手当法（昭和 28 年法律第 182 号）の一部改正に伴い、堺市職員退職手当支給条例について規定の整備を行うものであること。

## 2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。ただし、第 3 条中堺市職員退職手当支給条例第 9 条第 4 項及び第 5 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行するものであること。

## 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める 条例の一部を改正する条例

堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 18 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中「12 月」を「6 月」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第 124 号説明資料)

## 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める 条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

堺市職員退職手当支給条例（昭和 31 年条例第 18 号）の一部改正を踏まえ、市長事務部の職員との均衡を保つため、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

## 堺市下水道条例の一部を改正する条例

堺市下水道条例（昭和 37 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号中「第 2 条第 1 項」を「第 2 条第 11 項」に、「一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業」を「ガス事業（同条第 2 項に規定するガス小売事業を除く。）」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。



(議案第 125 号説明資料)

## 堺市下水道条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）の施行によりガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）が一部改正されることに伴う所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

## 堺市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員 の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、堺市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定める。

(委員の定数)

第2条 法第8条第2項の委員の定数は、14人とする。

(推進委員の定数)

第3条 法第18条第2項の推進委員の定数は、13人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(堺市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区を定める条例及び堺市農業委員会の部会の設置及び部会委員の定数を定める条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 堺市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区を定める条例（昭和38年条例第12号）

(2) 堺市農業委員会の部会の設置及び部会委員の定数を定める条例（平成16年条例第120号）

(堺市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区を定める条例及び堺市農業委員会の部会の設置及び部会委員の定数を定める条例の廃止に伴う経過措置)

3 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業

委員会の委員が在任する間における選挙による委員の定数、委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数並びに農業委員会の部会の設置及び部会の委員の定数については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表中

農業委員会会長代理及び部会長	月額 51,000 円
農業委員会委員（会長、会長代理及び部会長を除く。）	月額 41,000 円

を

農業委員会会長代理	月額 51,000 円
農業委員会委員（会長及び会長代理を除く。）	月額 41,000 円
農地利用最適化推進委員	月額 41,000 円

に

改める。

(堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正前の堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、改正法附則第 29 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員会の委員が在任する間は、なおその効力を有する。

(堺市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 6 堺市証人等の実費弁償に関する条例（平成 17 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「第 29 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に改める。

## 堺市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員 の定数に関する条例の制定について

### 1. 制定の趣旨及び内容

(1) 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の一部改正により、農業委員会の委員の選出方法の変更及び農地利用最適化推進委員の新設が行われたことに伴い、法第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づいて堺市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、本条例を制定するとともに、次に掲げる条例を廃止するものであること。

ア 堺市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区を定める条例（昭和 38 年条例第 12 号）

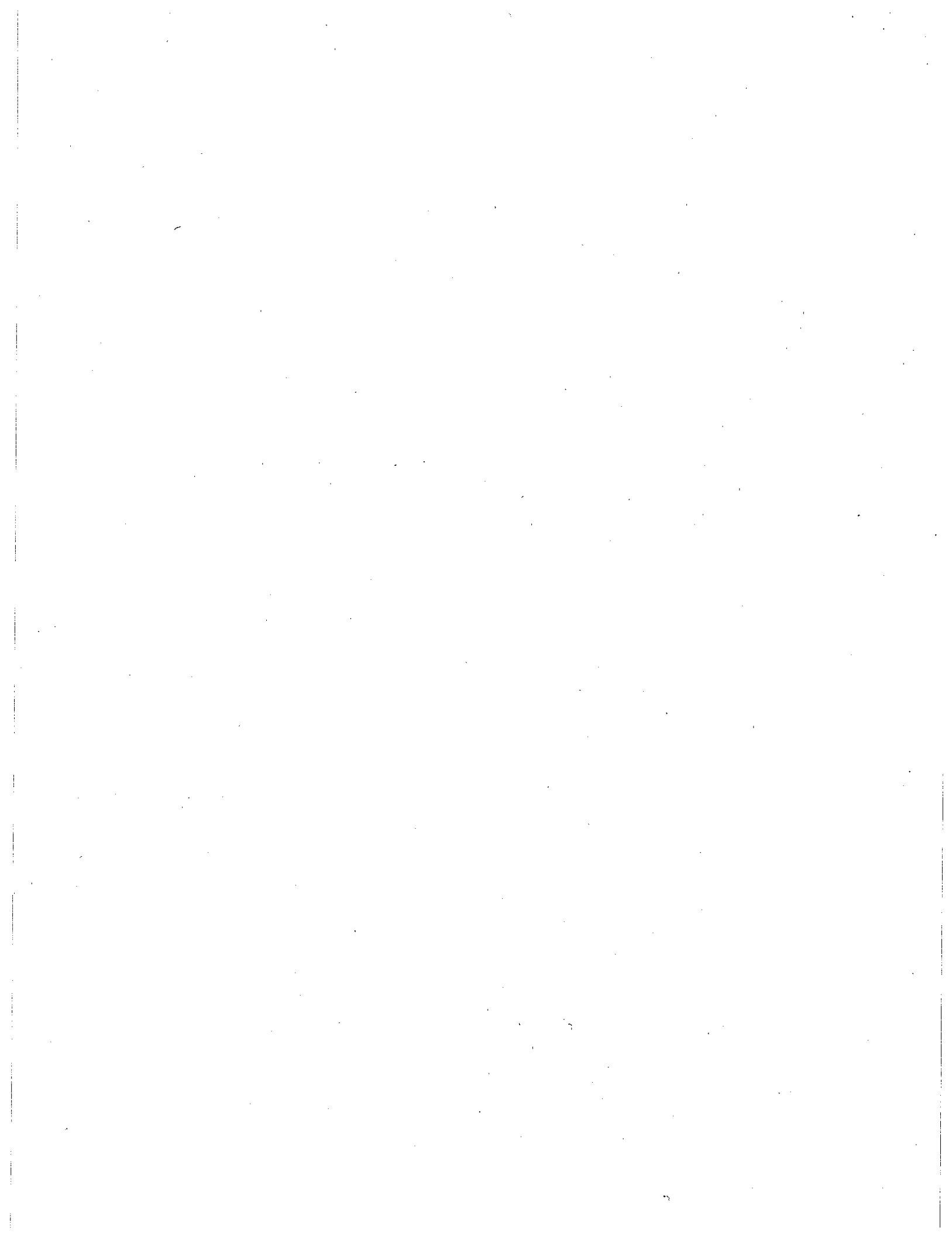
イ 堺市農業委員会の部会の設置及び部会委員の定数を定める条例（平成 16 年条例第 120 号）

(2) 堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年条例第 36 号）について、農地利用最適化推進委員の報酬の額を規定するため、所要の改正を行うものであること。

(3) 堺市証人等の実費弁償に関する条例（平成 17 年条例第 37 号）について、法の一部改正に伴う所要の規定整備を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行するものであること。



## 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 宮園小学校校舎老朽化対策工事
- 2 工事概要 校舎老朽化対策工事  
校舎改修 北棟 鉄筋コンクリート造地上3階建 延べ面積約2,900㎡  
屋根改修、外壁改修、建具改修、内装改修ほか  
南棟、西棟 室内改修  
プール棟 プール槽防水改修  
屋外附帯  
昇降機設備工事
- 3 契約の相手方 堺市中区深井沢町 3252 番地  
国誉建設株式会社  
代表取締役 内村 安博
- 4 契約金額 434,160,000 円  
うち取引に係る消費税額等 32,160,000 円
- 5 仮契約の日 平成 28 年 10 月 26 日

## 工事請負契約の締結について

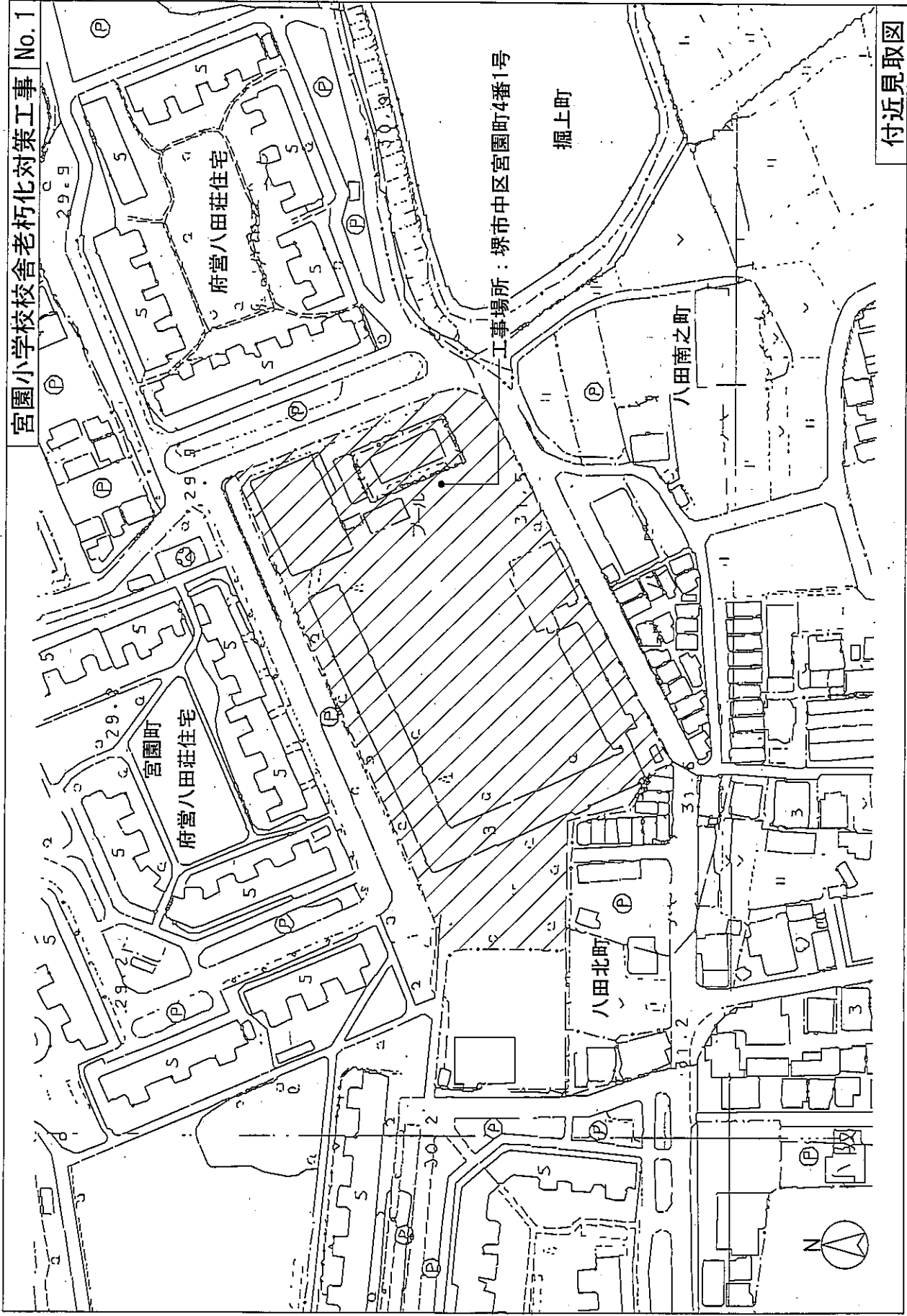
- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札  
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から  
平成30年3月16日まで
- 3 入札執行日時 平成28年9月27日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
株式会社山口工務店		111	382,800,000	28.996	低入札価格調査の結果、落札者とならない
株式会社大森工務店		112	391,600,000	28.600	低入札価格調査の結果、落札者とならない
国誉建設株式会社		114	402,000,000	28.358	落札(低入札価格調査の結果)
堺土建株式会社		113	410,688,000	27.514	
株式会社木綿麻建設		111	416,000,000	26.682	
利晃建設株式会社		114	436,700,000	26.104	
株式会社町田工務店		113	445,200,000	25.381	
株式会社隆栄建設		112	448,700,000	24.960	
日野建設工業株式会社		113.5	458,000,000	24.781	
泉宏建設株式会社			辞退		
道岡建設工業株式会社			辞退		

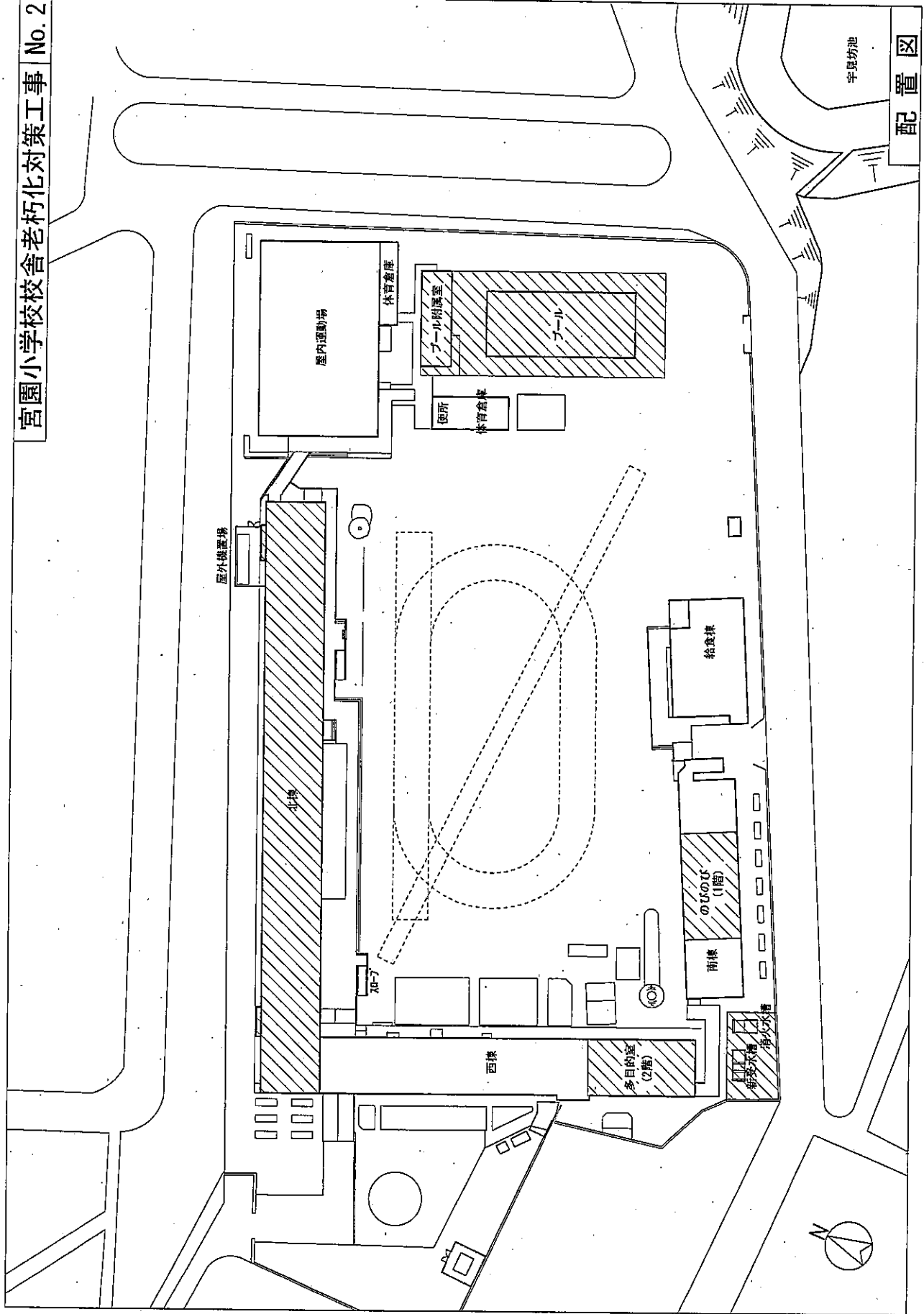
(備考) 予定価格 489,747,000 円、調査基準価格 440,772,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 8% に相当する額 (消費税額等) を加算した金額が契約金額になる。

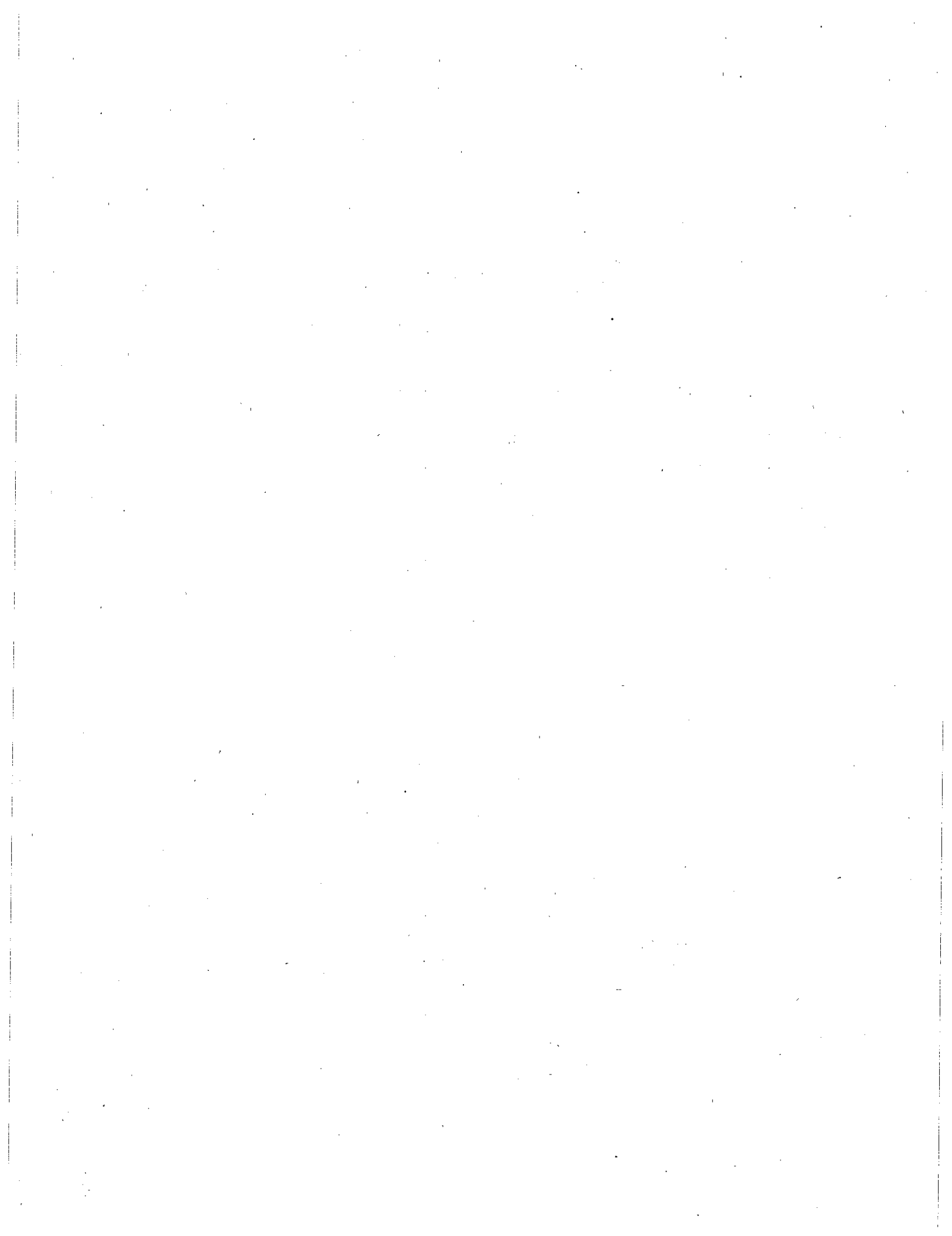




宮園小学校校舎老朽化対策工事 No. 2



配置図



## 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 消防艇建造工事
- 2 工事概要 48総トン級化学消防艇建造工事
- 3 契約の相手方 広島県尾道市向東町 9210  
瀬戸内クラフト株式会社  
代表取締役 川口 洋
- 4 契約金額 680,400,000 円  
うち取引に係る消費税額等 50,400,000 円
- 5 仮契約の日 平成 28 年 10 月 31 日

## 工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から  
平成 29 年 9 月 29 日まで
- 3 入札執行日時 平成 28 年 10 月 28 日 午後 2 時 00 分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参加者	経過	第 1 回	備考
瀬戸内クラフト株式会社		630,000,000	落札
ツネイシクラフト & ファリシティーズ株式会社		777,000,000	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に 8%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

## 阪和線堺市・三国ヶ丘駅間向陵橋外2橋耐震対策工事の 委託に関する協定について

次のとおり、協定を締結する。

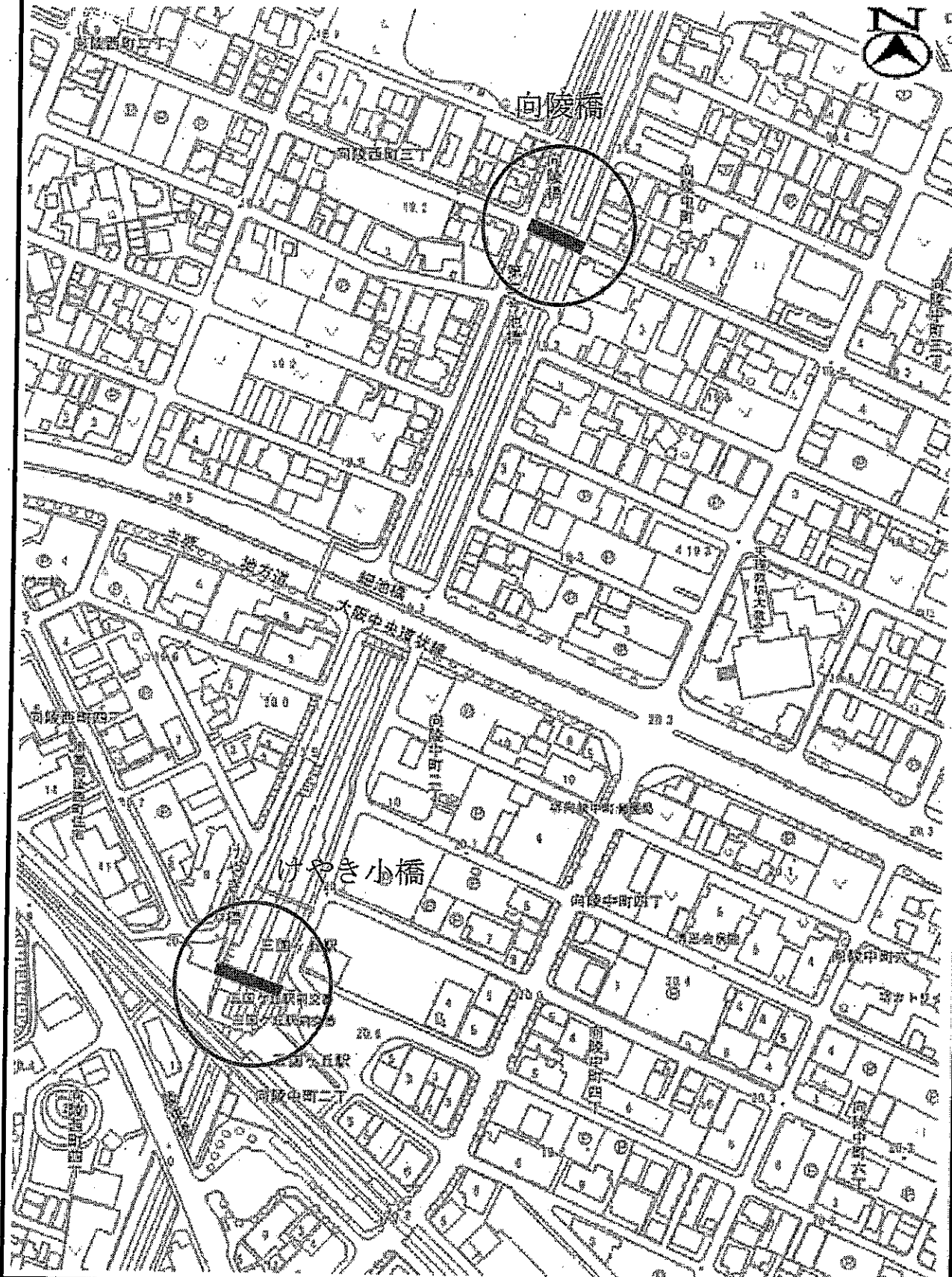
- 1 協定の目的 阪和線堺市・三国ヶ丘駅間向陵橋外2橋耐震対策工事
- 2 工事概要 向陵橋、けやき小橋、昭代橋の耐震対策工事  
    本体工事 一式  
    関連工事 一式  
    工事付帯 一式
- 3 協定の相手方 大阪市淀川区宮原4-3-39 大広新大阪ビル  
    西日本旅客鉄道株式会社  
    取締役兼常務執行役員近畿統括本部長 平野 賀久
- 4 協定金額 399,196,000 円  
    うち取引に係る消費税額等 27,352,000 円

(議案第 129 号説明資料)

## 阪和線堺市・三国ヶ丘駅間向陵橋外 2 橋耐震対策工事の 委託に関する協定について

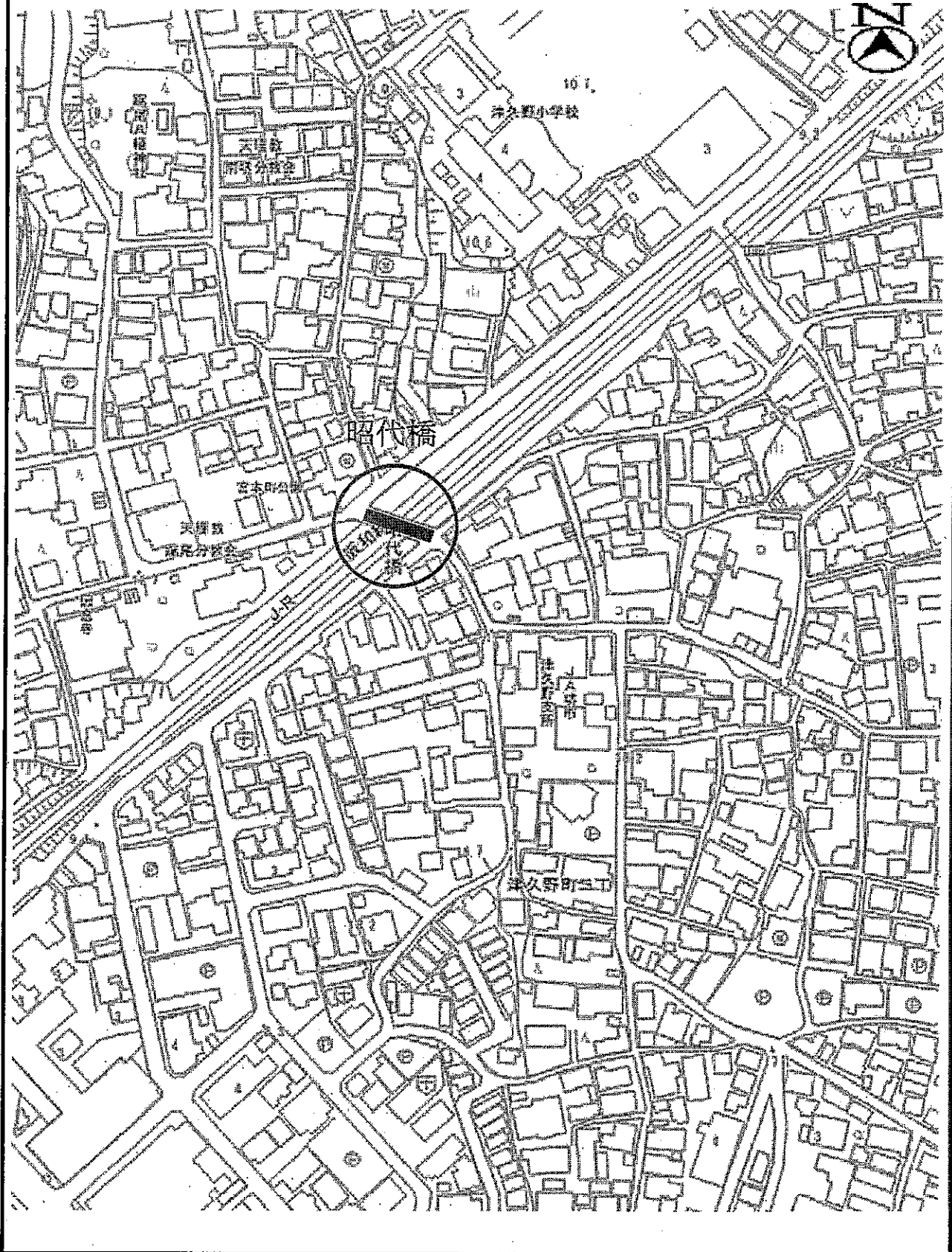
- 1 協定の締結方法 随意契約  
(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による)
- 2 協定の期間 議会の議決を経た翌日から  
平成 32 年 3 月 31 日まで

# 位置図





# 位置図



## 原池公園 [第3期] の建設にかかる工事に関する 基本協定について

、次のとおり協定を締結する。

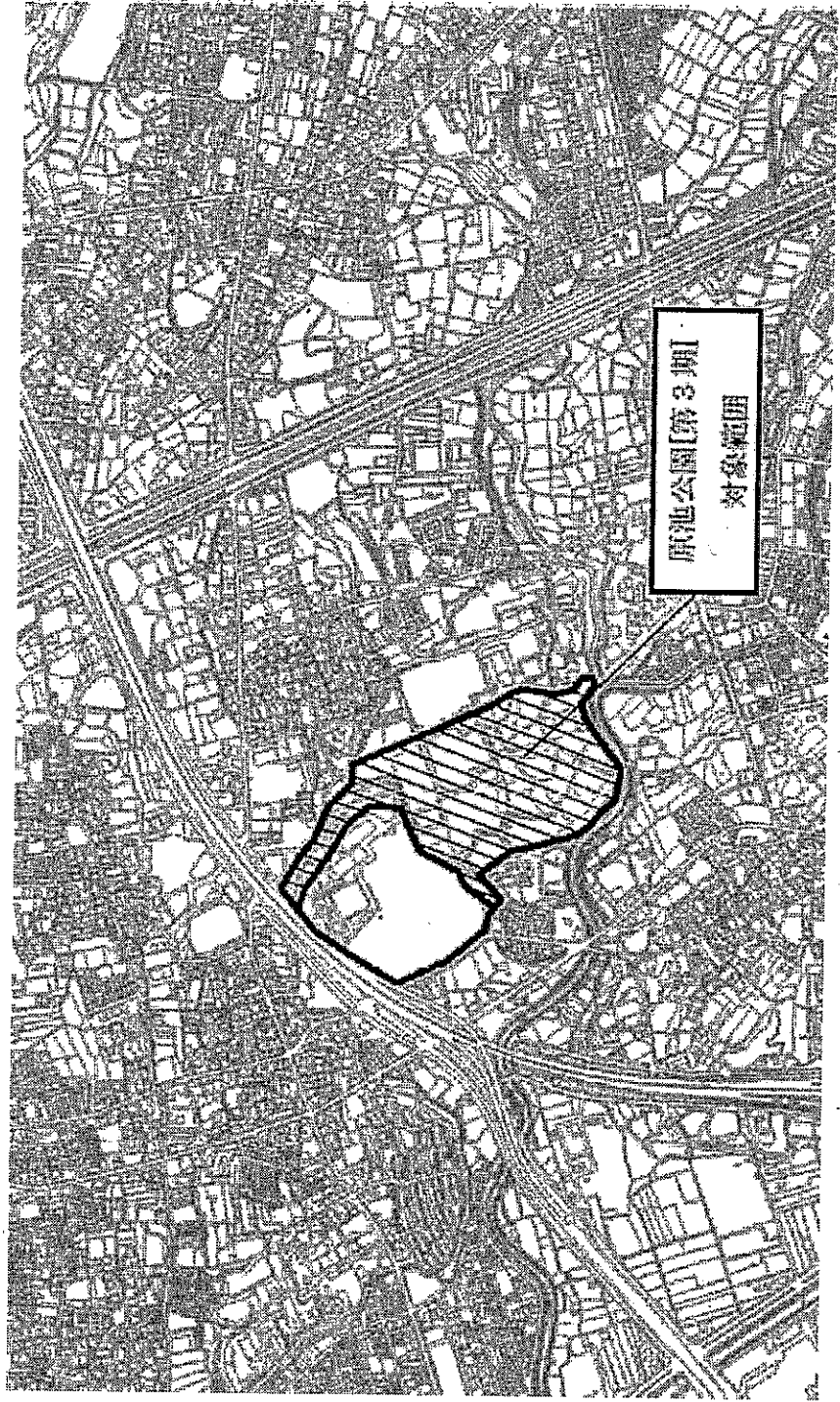
- 1 協定の目的 原池公園 [第3期] の建設にかかる工事  
(当該工事に附帯する工事の施工監理を含む)
- 2 工事概要 原池公園 [第3期] 建設工事 区域約 11ha  
公園工事 一式  
野球場建築工事 一式
- 3 協定の相手方 大阪市城東区森之宮 1 - 6 - 85  
独立行政法人 都市再生機構 西日本支社  
理事・支社長 西村 志郎
- 4 協定金額 金 5,756,000,000 円
- 5 仮協定の日 平成 28 年 11 月 8 日

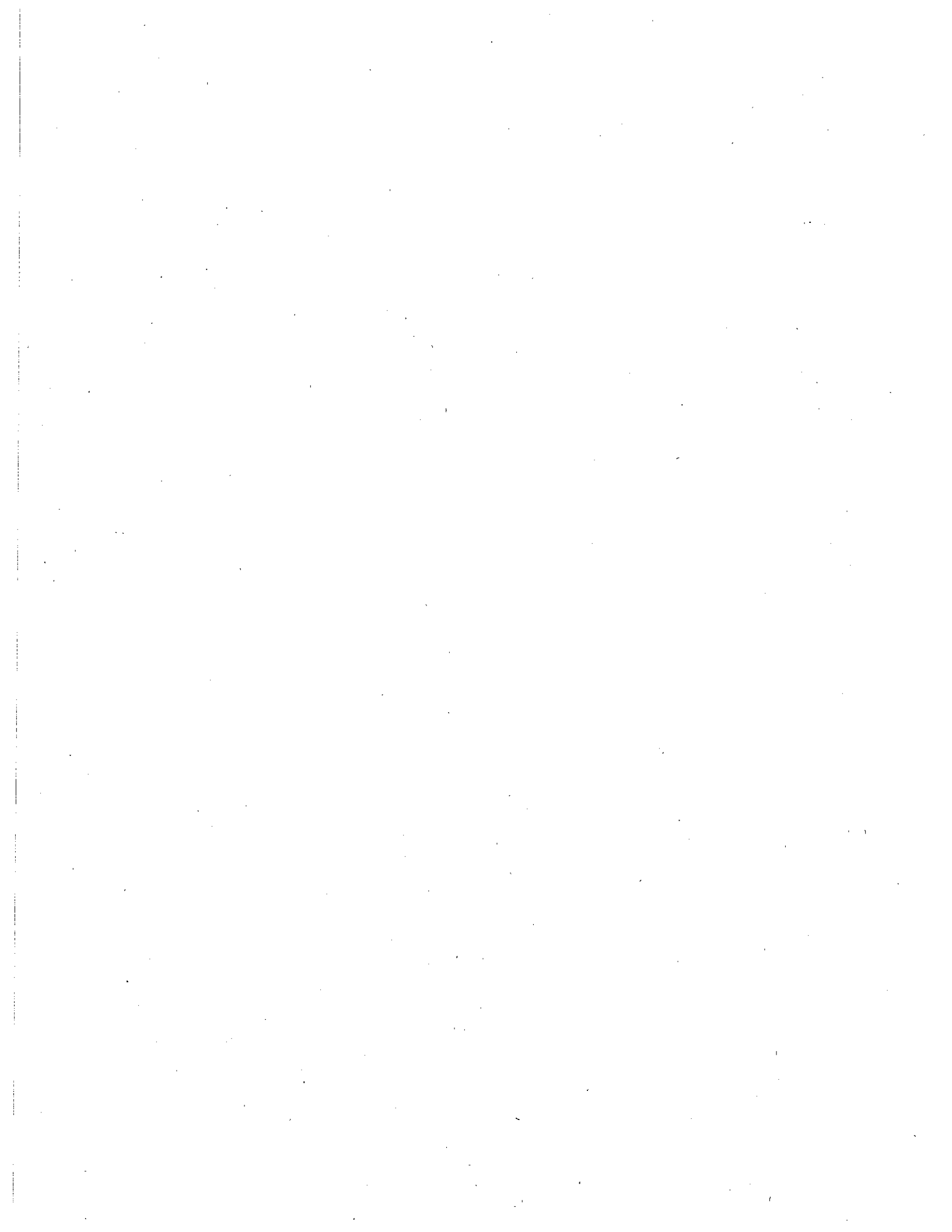
(議案第 130 号説明資料)

## 原池公園 [第 3 期] の建設にかかる工事に関する 基本協定について

- 1 協定締結の方法 随意契約  
(地方自治法第 234 条第 2 項および地方自治法施行令第 167 条の 2  
第 1 項第 2 号による)
  
- 2 協定の期間 議会の議決を経た翌日から  
平成 34 年 3 月 31 日まで

付近見取り図





## 調停の成立及び借地権付区分所有建物の売払いについて

1 賃借権譲渡承諾等調停事件について、次のとおり合意する。

(1) 事件名

堺簡易裁判所 平成 28 年 (エ) 第 9 号

賃借権譲渡承諾等調停事件

(2) 調停の申立人

南海電気鉄道株式会社

(3) 調停条項

1 本市は、申立人に対し、本日（本調停成立日）、別紙物件目録記載の区分所有建物（附属設備等を含む。以下「本件区分所有建物」という。）、及び、その敷地に係る賃借権（以下「本件借地権」という。）を、下記のとおり、売買代金合計 1 億 1289 万 6000 円（うち消費税及び地方消費税 589 万 6000 円）で売り渡し、申立人は、これを買受ける。

### 記

(1) 本件区分所有建物及び本件借地権の価格 ……………1 億 700 万円

① 本件区分所有建物 7370 万円

② 本件借地権 3330 万円

(2) 本件区分所有建物に係る消費税及び地方消費税 ……589 万 6000 円

2 申立人は、前項の売買代金合計（1 億 1289 万 6000 円）を、平成 29 年 2 月 28 日限り、本市に支払う。

3 本件区分所有建物の所有権及び本件借地権は、申立人が平成 29 年 2 月 28 日限り第 1 項の売買代金合計（1 億 1289 万 6000 円）を本市に支払い、本市がこれを受領したときは、平成 29 年 4 月 1 日、本市から申立人に移転する。

4 前項により本件区分所有建物の所有権が申立人に移転したときは、本市は、速やか

に、その所有権移転登記手続（原因：平成29年4月1日売買）をするものとし、これに要する費用は、申立人の負担とする。

- 5 第3項により平成29年4月1日に本件区分所有建物の所有権が申立人に移転したときは、本市は、同日、本件区分所有建物及び本件借地権を、現状有姿のまま、申立人に引き渡す。
- 6 第3項により平成29年4月1日に本件区分所有建物の所有権が申立人に移転したときは、本件区分所有建物に係る平成29年4月1日以降の公租公課は、すべて申立人の負担とする。
- 7 申立人は、第1項の売買代金合計（1億1289万6000円）を、平成29年2月28日までに完済しなかったときは、未払額に対する平成29年3月1日から支払済みまで、堺市財産規則所定の割合による遅延損害金（毎年12月中旬頃に国が官報告示する率に基づいて算出する。）を、本市に支払う。
- 8 申立人が第1項の売買代金合計（1億1289万6000円）を、平成29年2月28日までに完済しなかったときは、本件区分所有建物の所有権及び本件借地権は、申立人が売買代金合計及び遅延損害金を完済した時（但し、平成29年3月1日から同月31日までの間に完済した時は、平成29年4月1日）に、本市から申立人に移転し、本市は、速やかに、その所有権移転登記手続をするものとし、これに要する費用は、申立人の負担とする。
- 9 本市は、本件区分所有建物及び本件借地権について瑕疵担保責任を負わず、隠れた瑕疵又は数量不足等があった場合においても、申立人は本市に対して何らの請求もしない。
- 10 調停費用は各自の負担とする。

## 物 件 目 録

### 1. 本件区分所有建物（附属設備等を含む。）

#### （1棟の建物の表示）

所 在	堺市堺区戎島町3丁22番地1、19番地1、21番地、20番地		
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建		
床面積	1 階		7333.33㎡
	2 階		7263.65㎡
	3 階		7299.76㎡
	4 階		7429.43㎡
	5 階		7423.82㎡
	地下1階		6102.30㎡

#### （専有部分の建物の表示）

家屋番号	戎島町3丁22番1の2		
種 類	駐車場		
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建		
床面積	地下1階部分		5194.55㎡

### 2. 本件借地権（本件区分所有建物の敷地に係る借地権）

（借地面積 11095.14㎡）

(1) 所 在	堺市堺区戎島町3丁		
地 番	19番1		
地 目	鉄道用地		
地 積	884㎡		

(2) 所 在	堺市堺区戎島町3丁		
地 番	20番		
地 目	宅 地		



地積 410.24㎡

(3) 所在 堺市堺区戎島町3丁

地番 21番

地目 鉄道用地

地積 737㎡

(4) 所在 堺市堺区戎島町3丁

地番 22番1

地目 鉄道用地

地積 28163㎡

のうち、 9063.90㎡

2 調停の成立に伴い、その内容に従い借地権付区分所有建物の売払いを行うものとする。

## 調停の成立及び借地権付区分所有建物の売払いについて

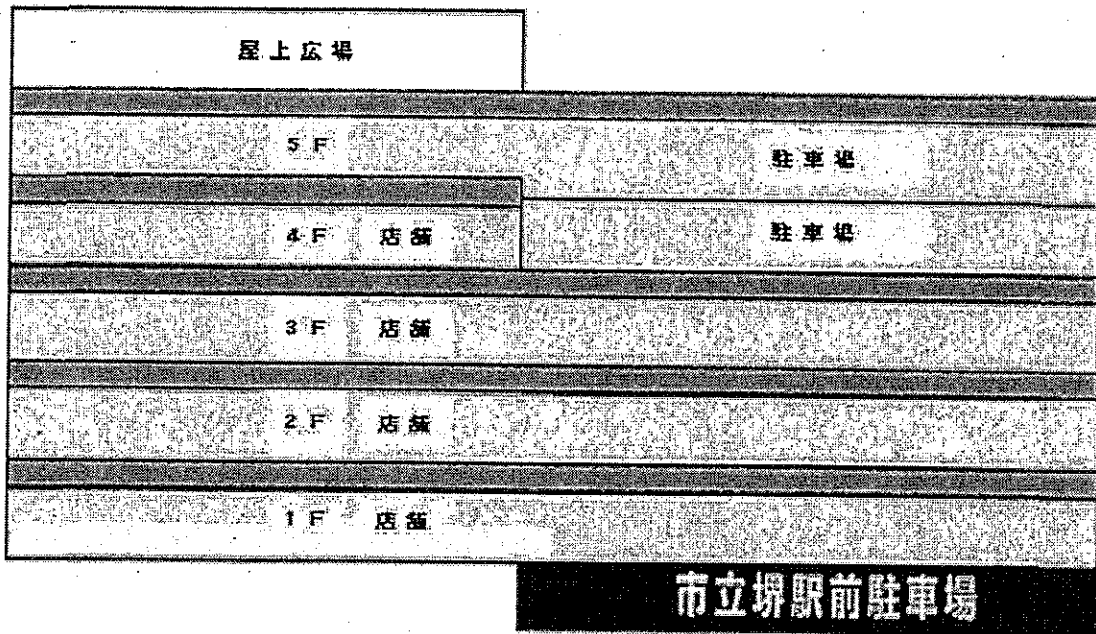
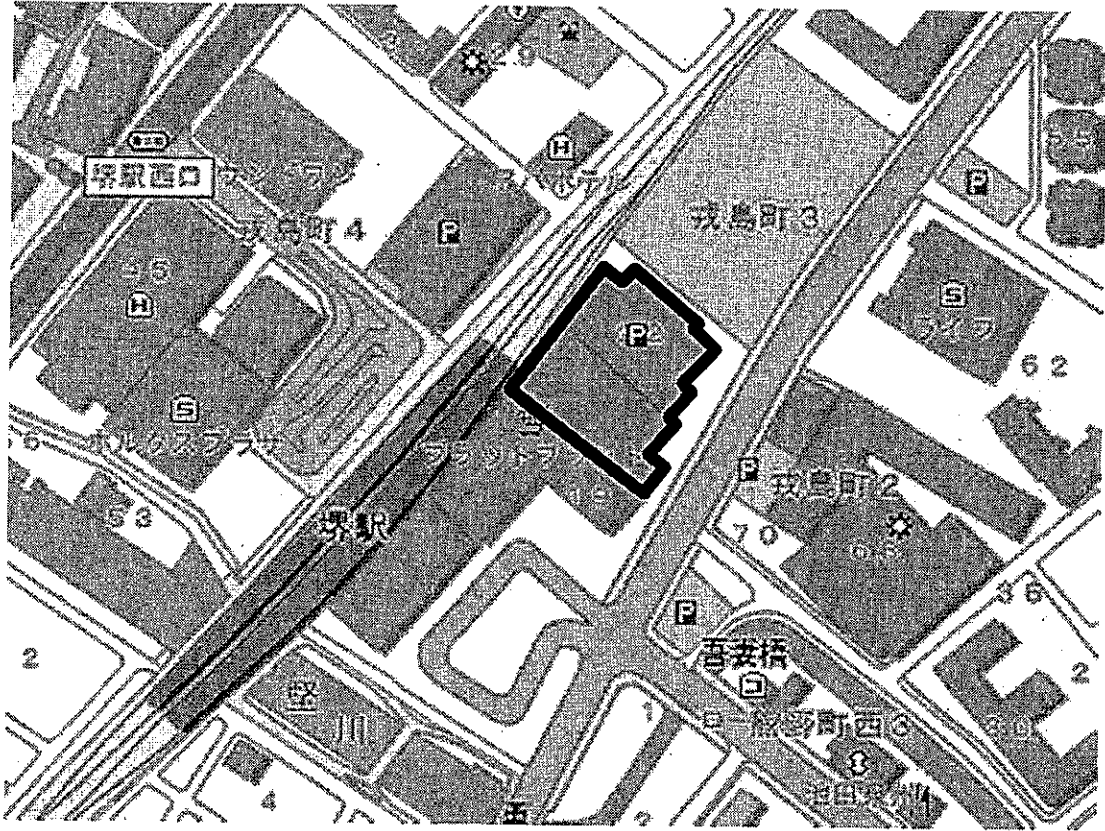
本市は、堺駅周辺における道路交通の円滑化を図るため、平成12年に申立人南海電気鉄道株式会社（以下「申立人」という。）が所有する堺市堺区戎島町22番地1、19番地1、20番地、21番地（以下これらを「本件土地」という。）に、申立人が建設する商業施設（プラットフォーム）と一体構造として、都市計画施設である市立堺駅前駐車場（以下「本件区分所有建物」という。）を整備した。なお、本市は、本件土地を申立人から借地している。

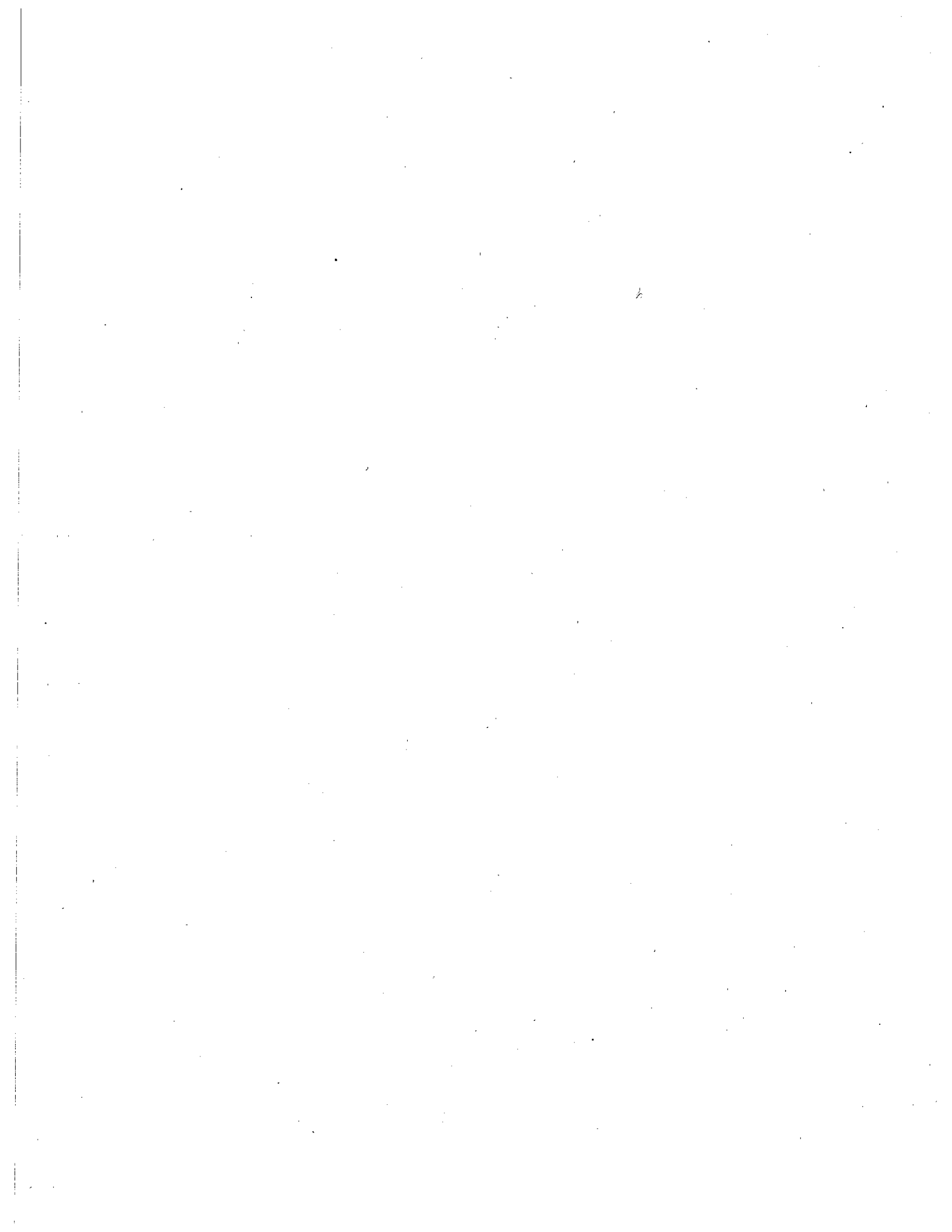
しかし、近年、駐車場を取り巻く環境が変化し、当該駐車場は、公共駐車場としての役割を果たしたため、平成27年2月12日に都市計画変更（廃止）した。そこで、更なるまちの活性化を図るため、同年4月から、本件土地所有者である申立人に対して「当施設を駐車場に限定せず一般競争入札を視野に入れて売却すること」の承諾を求め、協議を進めていた中、平成28年3月29日、申立人から堺簡易裁判所に対して、本件区分所有建物及び本件土地についての賃借権を譲り受けたい旨の調停申立てがなされた。

調停の中で、申立人への売払い（随意契約）の地方自治法上の適法性、相当性が認められたこと、同裁判所が鑑定評価した評価額を申立人及び本市の双方が受け入れたことから、平成28年8月30日の調停期日において、同裁判所及び両当事者が調停条項（案）について検討し、本市としては、妥当な内容であると考えられる。よって、調停条項（案）のとおり調停に合意しようとするものである。また、調停の成立に伴い、その内容に従い借地権付区分所有建物の売払いを行うものである。

賃借権譲渡承諾等調停事件

所在地 堺市堺区戎島町3丁22番地1、19番地1、21番地、20番地





## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
堺市立健康福祉 プラザ	堺市南區城山台 五丁1番4号	堺市社会福祉事業団・ 堺障害者団体連合会・ フィットネス21事業団 共同事業体	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで
	(代表団体) 堺市南區城山台 五丁1番4号	(代表団体) 社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	
	(他の構成団体) 堺市堺区南瓦町 2番1号	(他の構成団体) 特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会	
	大阪市東淀川区 瑞光一丁目15-24 玉井ビル2F	公益財団法人 フィットネス21事業団	

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立健康福祉プラザの指定管理者として堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス 21 事業団 共同事業体を指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名 称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス 21 事業団 共同事業体	平成 22 年 7 月 12 日	堺市立健康福祉プラザの管理運営	堺市立健康福祉プラザの管理運営事業	公募

### 3 選定の理由

堺市立健康福祉プラザ条例（平成 22 年条例第 8 号）第 17 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について、堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 17 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。当該団体は、本市の障害施策、及び本施設の特性を十分に理解し、またこれまでの実績から管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認められる。以上のことから、堺市立健康福祉プラザの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

### 4 選定の経過

#### (1) 応募団体

①堺市南区城山台五丁 1 番 4 号

堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス 21 事業団 共同事業体

(代表団体)

堺市南区城山台五丁1番4号

社会福祉法人 堺市社会福祉事業団

(他の構成団体)

堺市堺区南瓦町2番1号

特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会

大阪市東淀川区瑞光一丁目15-24 玉井ビル2F

公益財団法人 フィットネス21事業団

②堺市西区浜寺船尾町東四丁244番地

社会医療法人ペガサス

(2) 選定経過

平成28年6月24日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会  
(選定基準等の審議)

平成28年10月5日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会  
(書類審査・面接審査・候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役

(指定管理・事務改革担当) 七野 正

委員 公認会計士 芦田 真理子

委員 弁護士 東 奈央

委員 関西大学人間健康学部教授 岡田 忠克

委員 奈良女子大学名誉教授 澤井 勝



## (4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス21事業団共同事業体	社会医療法人ペガサス
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。(堺市立健康福祉プラザ条例第17条第3項第1号)	①管理運営の基本方針 ②平等利用・安全の確保	20点	18点	10点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。(堺市立健康福祉プラザ条例第17条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	34点	23点
(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。(堺市立健康福祉プラザ条例第17条第3項第3号)	①利用者の特性・ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40点	30点	22点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。(堺市立健康福祉プラザ条例第17条第3項第4号)	①休業日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤施設、設備、器具備品の維持管理及び第三者への業務委託についての考え方 ⑥非常時対策 ⑦各センター事業に関する業務の考え方 ⑧関係機関等への支援協力に関する考え方	100点	83点	56点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。(堺市立健康福祉プラザ条例第17条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	80点	64点	46点

(6)管理経費の縮減が図られること。(堺市立健康福祉プラザ条例第17条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	76点	44点	57点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件(堺市立健康福祉プラザ条例第17条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等	44点	33点	30点
合計点		400点	306点	244点



## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
堺市立八田荘老人ホーム	堺市堺区甲斐町西二丁目1番15号	社会福祉法人南の風	平成29年4月1日から平成33年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立八田荘老人ホームの指定管理者として社会福祉法人南の風を指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名 称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
社会福祉法人 南の風	平成 13 年 7 月 3 日	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	第 1 種社会福祉事業 ・ 特別養護老人ホーム 第 2 種社会福祉事業 ・ 老人短期入所事業 ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業 等 指定管理者 ・ 堺市立八田荘老人ホーム ・ 堺市立中老人福祉センター ・ 堺市立南老人福祉センター	公募

### 3 選定の理由

堺市立八田荘老人ホーム条例(平成 20 年条例第 3 号)第 5 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について同条例第 5 条第 3 項の選定要件に沿って定めた選定基準にもとづき、堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会において審査を行った結果、良好な評価を得た。当該団体は、これまでの高齢者福祉事業の実績や人員配置、介護予防策への提案などから、入所者と良好な信頼関係を構築し、質の高い入所者サービスの提供ができると評価され、本施設の管理運営能力を十分に有し、条例に規定する要件に適合すると認められる。以上のことから、堺市立八田荘老人ホームの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

#### 4 選定の経過

##### (1) 応募団体

堺市堺区甲斐町西二丁1番15号

社会福祉法人南の風

##### (2) 選定経過

平成28年6月24日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会  
(選定基準等の審議)

平成28年10月5日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会  
(書類審査・面接審査・候補者の選定)

##### (3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役  
(指定管理・事務改革担当) 七野 正

委員 公認会計士 芦田 真理子

委員 弁護士 東 奈央

委員 奈良女子大学名誉教授 澤井 勝

委員 堺市老人クラブ連合会理事 鶴谷 衣江

##### (4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	社会福祉法人 南の風
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。(堺市立八田荘老人ホーム条例第5条第3項第1号)	①管理運営の基本方針 ②平等利用・安全の確保の考え方	20点	17点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。(堺市立八田荘老人ホーム条例第5条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	34点

(3)入所者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。(堺市立八田荘老人ホーム条例第5条第3項第3号)	①入所者の特性・ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④広報・モニタリング計画 ⑤高齢者、障害者等の利用への配慮、関係機関等との連携	60点	49点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。(堺市立八田荘老人ホーム条例第5条第3項第4号)	①人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ②苦情、要望への対応の考え方 ③施設、設備、器具備品の維持管理についての考え方 ④非常時対策	80点	66点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。(堺市立八田荘老人ホーム条例第5条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	80点	65点
(6)管理経費の縮減が図られること。(堺市立八田荘老人ホーム条例第5条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	76点	46点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件(堺市立八田荘老人ホーム条例第5条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	44点	31点
合計点		400点	308点

## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立フォレストガーデン	堺市南区釜室 69 番地 1	特定非営利活動法人 グリーンカマムロ	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日まで

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。



## 指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立フォレストガーデンの指定管理者として特定非営利活動法人グリーンカマムロを指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
特定非営利活動法人グリーンカマムロ	平成 22 年 7 月 19 日	先人から引き継いでいる農の技術と自然調和の心を駆使し、都市住民と農を結ぶ架け橋になって、ともに里山と都市農地を保全し、みどり豊かなまちづくりをめざすことを目的とする	堺市立フォレストガーデンの管理運營業務、自然環境保全推進事業(堺南部丘陵里山クリーンアップキャンペーン参加)、まちの美化促進事業(バス停に四季の花を植える活動)等	公募

### 3 選定の理由

堺市立フォレストガーデン条例(平成 5 年条例第 29 号)第 19 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について、堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市の農林業の振興及び当施設の管理運営の考え方を十分に理解し、これまでの地域に根ざした事業の取り組み姿勢や事業計画、また経費縮減への取り組みなどから、本施設の管理運営能力を十分に有し、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立フォレストガーデンの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

#### 4 選定の経過

##### (1) 応募団体

①堺市南区釜室 69 番地 1

特定非営利活動法人グリーンカマムロ

②羽曳野市古市 1539 番地

東洋食品株式会社

##### (2) 選定経過

平成 28 年 7 月 4 日 堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会  
(選定基準等の審議)

平成 28 年 10 月 17 日 堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会  
(書類審査・面接審査・候補者の選定)

##### (3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役 (指定管理・事務改革担当)  
七野 正

委員 弁護士 今枝 史絵

委員 社会福祉法人コスモス理事長 河野 直明

委員 公認会計士 林 大司

委員 大阪商業大学経済学部専任講師 中塚 華奈

##### (4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	特定非営利活動法人グリーンカマムロ	東洋食品株式会社
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立フォレストガーデン条例第 19 条第 3 項第 1 号)	①管理運営の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40 点	35 点	29 点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (同条例第 19 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40 点	36 点	22 点

(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (同条例第19条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40点	34点	28点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (同条例第19条第3項第4号)	①休園日、開園時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③施設設備・器具備品の維持管理の考え方及び第三者への業務委託の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	60点	49点	34点
(5)周辺地域との連携を図る等、施設の効用を最大限発揮させることができること。 (同条例第19条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	80点	65点	56点
(6)周辺地域の自然環境等を勘案した運営ができること。 (同条例第19条第3項第6号)	①環境への配慮に関する考え方 ②省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等に関する考え方	40点	32点	28点
(7)管理経費の縮減が図られること。 (同条例第19条第3項第7号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56点	29点	42点
(8)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (同条例第19条第3項第8号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	44点	25点	14点
合計点		400点	305点	253点

## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
堺市金岡公園 プール 堺市大浜公園 プール	東京都中央区銀座 四丁目12番15号	株式会社オーエンス	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市金岡公園プール及び堺市大浜公園プールの指定管理者として株式会社オーエンスを指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名 称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
株式会社 オーエンス	昭和 34 年 6 月 1 日	・ビルメンテナン ス業等 ・スポーツ施設の 運営及び管理等	プール施設及び体育施設等の指定管理者（堺市、富田林市、八尾市、横浜市等）	公募

### 3 選定の理由

堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市公園の健全な発展と使用の適正化及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市金岡公園プール及び堺市大浜公園プールの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

#### 4 選定の経過

##### (1) 応募団体

①東京都中央区銀座四丁目12番15号

株式会社オーエンス

②堺市堺区旭ヶ丘北町一丁目6番8号

シンニッキ&マックススポーツ共同事業体

(代表団体)

堺市堺区旭ヶ丘北町一丁目6番8号

新日本機動警備株式会社

(他の構成団体)

東京都国分寺市南町二丁目17番1号

マックススポーツ株式会社

##### (2) 選定経過

平成28年5月24日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

平成28年8月22日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

##### (3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役

(指定管理・事務改革担当) 目久保 秀明

委員 大阪府立大学大学院看護学研究科准教授 佐保 美奈子

委員 公認会計士 谷 義孝

委員 弁護士 本間 亜紀

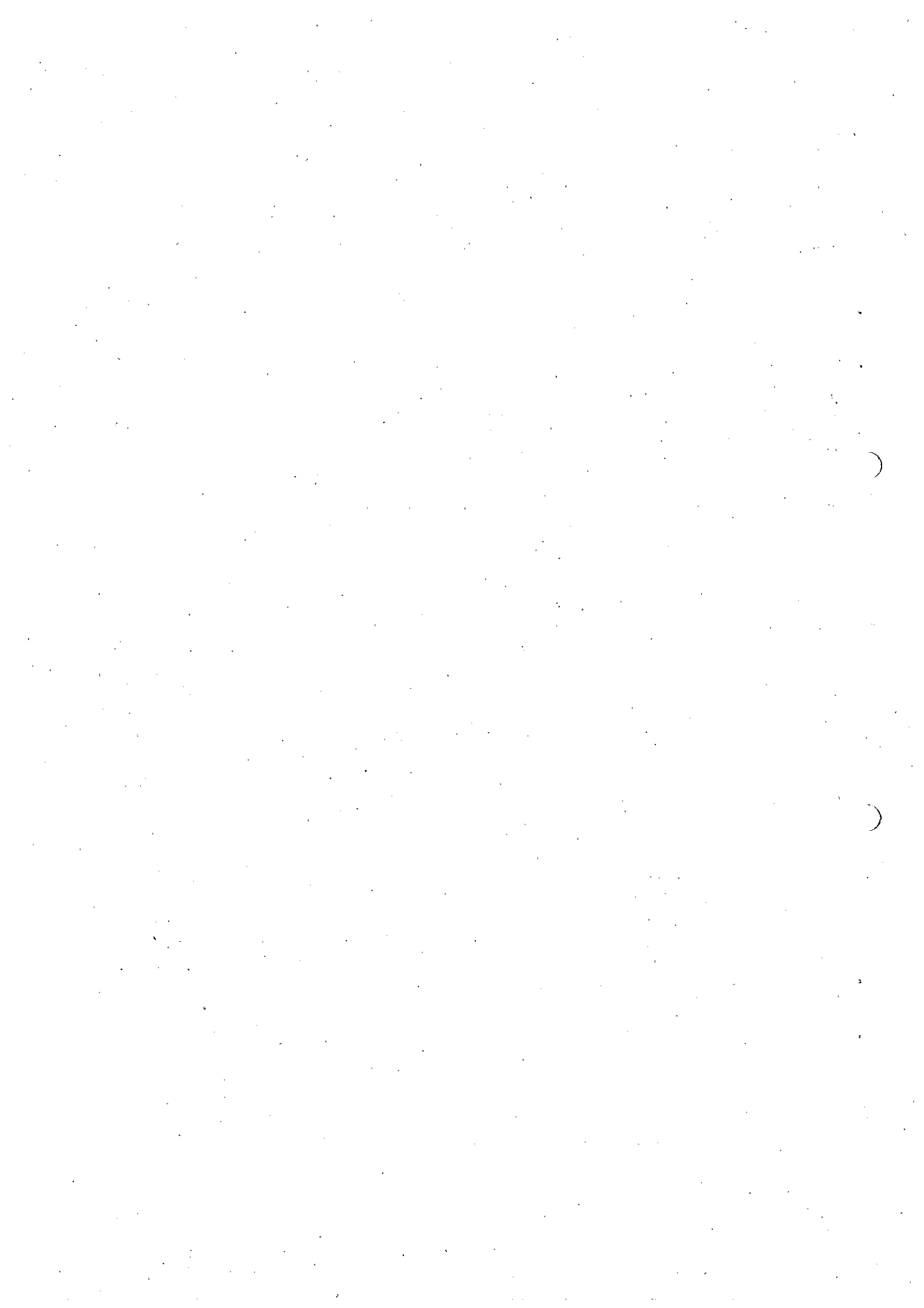
委員 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授 山田 宏之

## (4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	株式会社 オーエンス	シンニッキ& マックスポー ツ共同事業体
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第27条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保 ③事故発生履歴	120点	64点	96点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第27条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	80点	73点	64点
(3)使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第27条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	80点	59点	58点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第27条第3項第4号)	①開場期間及び休日の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策 ⑥事故防止の考え方	160点	120点	108点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市公園条例第27条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	120点	93点	75点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第27条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	112点	59点	53点

(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第27条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	128点	69点	78点
合計点		800点	537点	532点





## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
堺市都市緑化センター	堺市堺区東上野芝町一丁4番地3	堺市公園協会・南海ビルサービス共同体	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで
	(代表団体) 堺市堺区東上野芝町一丁4番地3	(代表団体) 公益財団法人堺市公園協会	
	(他の構成団体) 大阪市中央区難波五丁目1番60号	(他の構成団体) 南海ビルサービス株式会社	

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市都市緑化センターの指定管理者として堺市公園協会・南海ビルサービス共同体を指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名 称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
堺市公園協会・南海ビルサービス共同体	平成 28 年 9 月 1 日	堺市都市緑化センターの管理運営	堺市都市緑化センターの管理運営を目的に設立された共同事業体である。	公募

### 3 選定の理由

堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本市公園の健全な発展と使用の適正化及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市都市緑化センターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

#### 4 選定の経過

##### (1) 応募団体

堺市堺区東上野芝町一丁4番地3

堺市公園協会・南海ビルサービス共同体

(代表団体)

堺市堺区東上野芝町一丁4番地3

公益財団法人堺市公園協会

(他の構成団体)

大阪府中央区難波五丁目1番60号

南海ビルサービス株式会社

##### (2) 選定経過

平成28年5月24日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会  
(選定基準等の審議)

平成28年8月22日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会  
(再公募における選定基準等の審議)

平成28年10月21日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会  
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

##### (3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役  
(指定管理・事務改革担当) 目久保 秀明

委員 大阪府立大学大学院看護学研究科准教授 佐保 美奈子

委員 公認会計士 谷 義孝

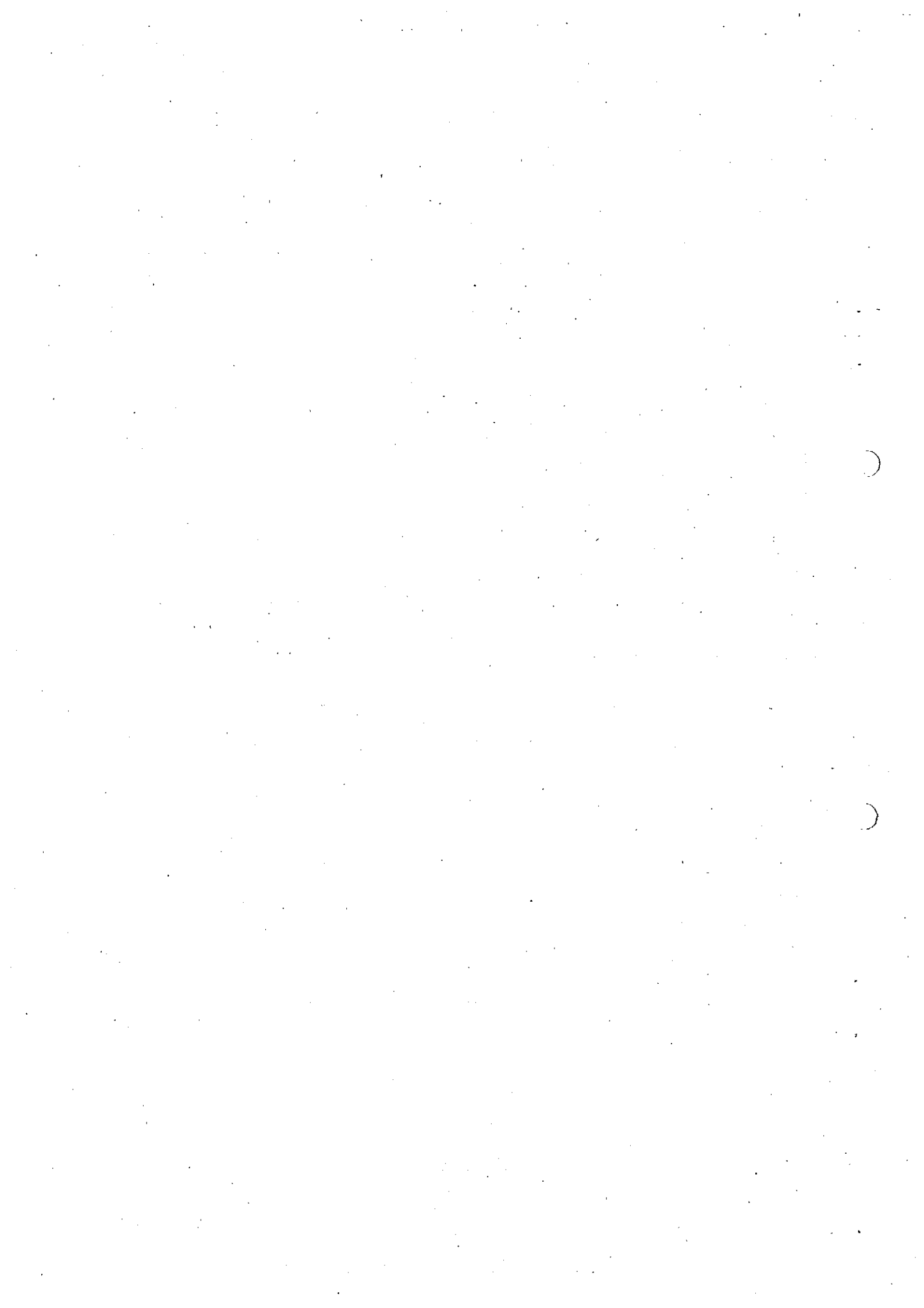
委員 弁護士 本間 亜紀

委員 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授 山田 宏之

## (4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	堺市公園協会・南海ビルサービス共同体
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第27条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40点	34点
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第27条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	33点
(3)使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第27条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	60点	52点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第27条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	60点	49点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市公園条例第27条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	80点	66点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第27条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56点	28点

(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 7 号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	64 点	43 点
合計点		400 点	305 点



## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立さつき野 コミュニティセ ンター	堺市美原区さつき野東 一丁目6番地10	特定非営利活動法人 さつき野コミュニティ	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。



## 指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立さつき野コミュニティセンターの指定管理者として特定非営利活動法人さつき野コミュニティを指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
特定非営利活動法人さつき野コミュニティ	平成 25 年 9 月 2 日	美原区域を中心とした住民に対して、自主的で多様な交流を促進する事業を行い、住民相互の連帯意識の高揚に寄与すること	指定管理者業務（堺市立さつき野コミュニティセンター）	公募

### 3 選定の理由

堺市立さつき野コミュニティセンター条例（平成 16 年条例第 69 号）第 16 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市美原区役所指定管理者候補者選定委員会において同条例第 16 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、地域に根ざした自主的で多様な交流を促進する団体であり、これまでの管理運営の実績などから、管理運営能力を十分に有し、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立さつき野コミュニティセンターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

#### 4 選定の経過

##### (1) 応募団体

堺市美原区さつき野東一丁目6番地10

特定非営利活動法人さつき野コミュニティ

##### (2) 選定経過

平成28年6月30日 堺市美原区役所指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

平成28年10月6日 堺市美原区役所指定管理者候補者選定委員会

(書類審査・面接審査・候補者の選定)

##### (3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役 (指定管理・事務改革担当)

七野 正

委員 弁護士 赤津 加奈美

委員 元堺市美原地域審議会会長 武部 恵子

委員 大阪産業大学経済学部教授 戸谷 裕之

委員 公認会計士 西野 裕久

##### (4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	特定非営利活動法人さつき野コミュニティ
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立さつき野コミュニティセンター条例第16条第3項第1号)	①管理運営の基本方針 ②平等利用・安全の確保	60点	51点
(2)事業計画を确实かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立さつき野コミュニティセンター条例第16条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	26点

<p>(3)使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立さつき野コミュニティセンター条例第16条第3項第3号)</p>	<p>①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護・情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画</p>	60点	48点
<p>(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立さつき野コミュニティセンター条例第16条第3項第4号)</p>	<p>①休業日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策</p>	60点	45点
<p>(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立さつき野コミュニティセンター条例第16条第3項第5号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画</p>	60点	43点
<p>(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市立さつき野コミュニティセンター条例第16条第3項第6号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	80点	36点
<p>(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立さつき野コミュニティセンター条例第16条第3項第7号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）</p>	40点	27点
合計点		400点	276点

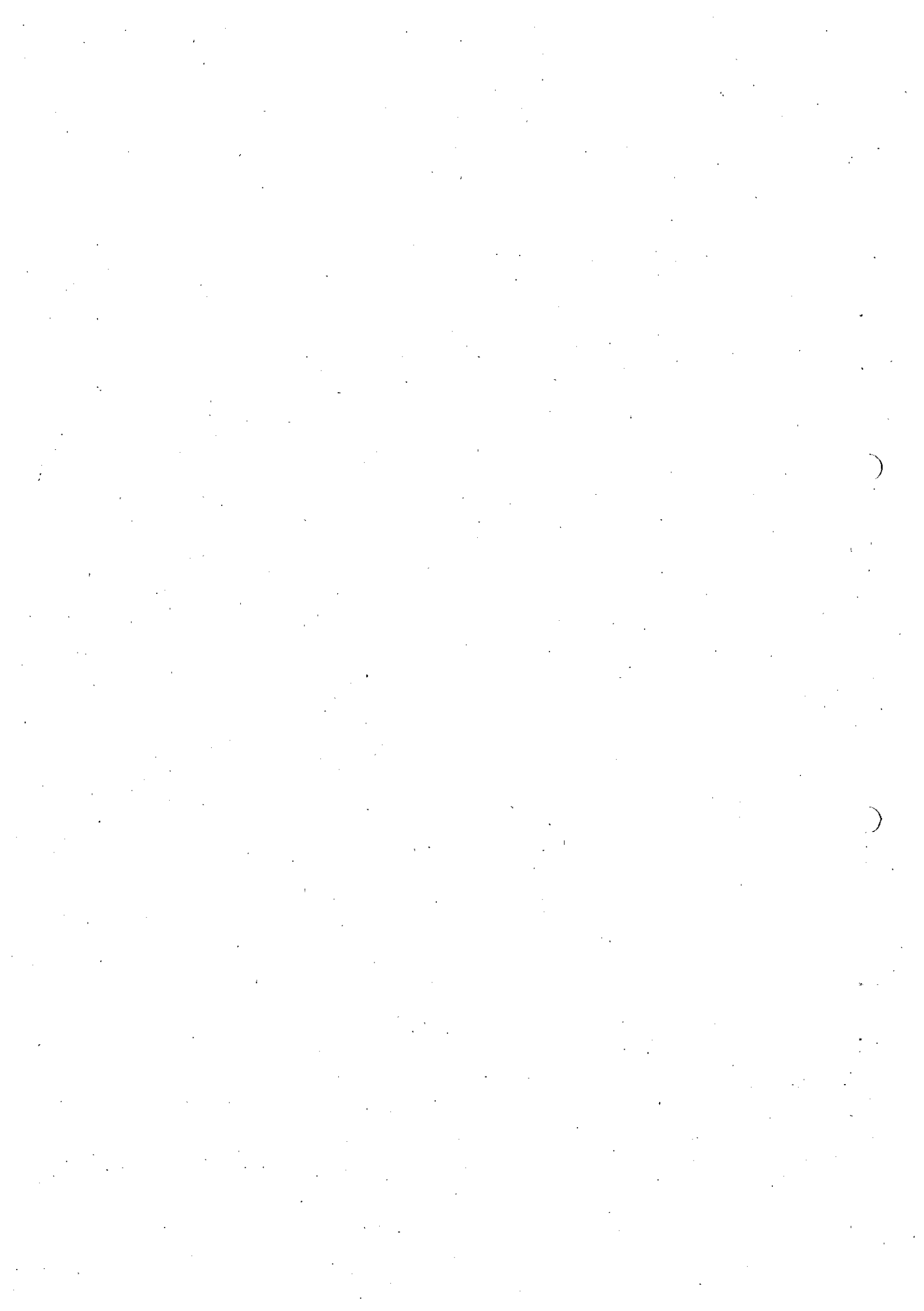
## 当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定により、平成 29 年度において当せん金付証券を次のとおり発売する。

発売総額 70 億円以内

[根拠]

当せん金付証券法第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。



## 市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付 記
7686	福田266号線	中区福田304番9地先 中区福田304番12地先		開発に伴う寄付
t070	関茶屋10号線	東区関茶屋42番3地先 東区関茶屋40番3地先		"
t456	北余部87号線	美原区北余部500番2地先 美原区北余部500番2地先		"
7542	新家51号線	中区新家町273番9地先 中区新家町273番4地先		都市計画法第39条による 帰属
t277	土塔206号線	中区土塔町156番9地先 中区土塔町156番14地先		"
11010	土師208号線	中区土師町5丁33番7地先 中区土師町5丁33番2地先		"
1121	野尻58号線	東区野尻町146番1地先 東区野尻町146番5地先		"
717	鳳北43号線	西区鳳北町6丁330番7地先 西区鳳北町6丁330番3地先		"
11009	原山台37号線	南区原山台4丁8番39地先 南区原山台4丁8番39地先		"
t468	桃山台81号線	南区桃山台4丁3番63地先 南区桃山台4丁3番48地先		"
7581	金岡319号線	北区金岡町2855番7地先 北区金岡町2852番6地先		"
t467	百舌鳥本町41号線	北区百舌鳥本町1丁86番8地先 北区百舌鳥本町1丁86番13地先		"
7593	多治井71号線	美原区多治井116番7地先 美原区多治井116番14地先		"

市道認定路線図

整理番号 7686

福田266号線

304-9

304-12

凡例

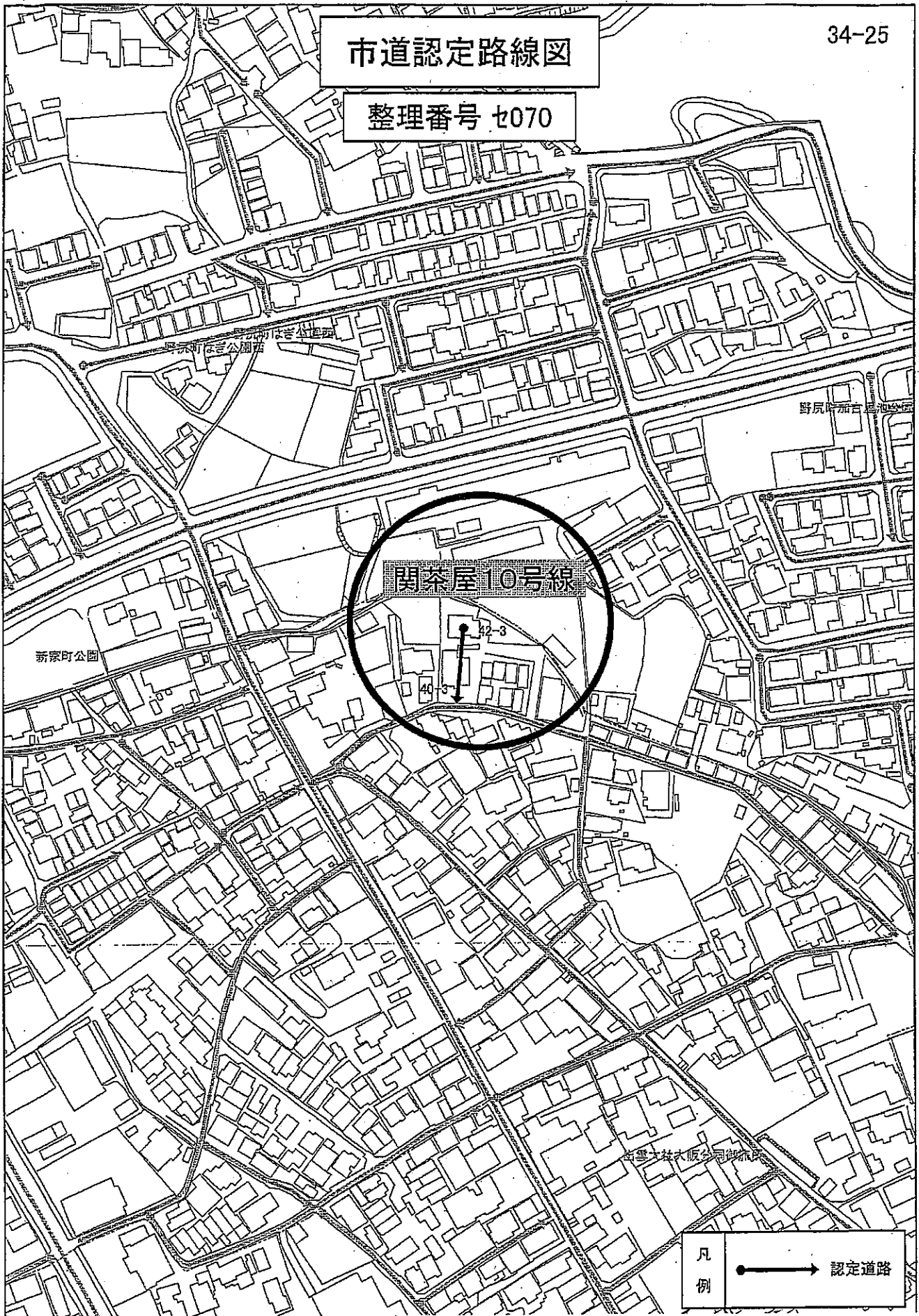
→ 認定道路



市道認定路線図

34-25

整理番号 ㊦070



新塚町公園

関茶屋10号線

42-3

野尻町公園

測量文芸社大阪合同印刷所

凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 456

43-02

堺市立東町福祉会館



北余部87号線

500-2  
← 500-2 →

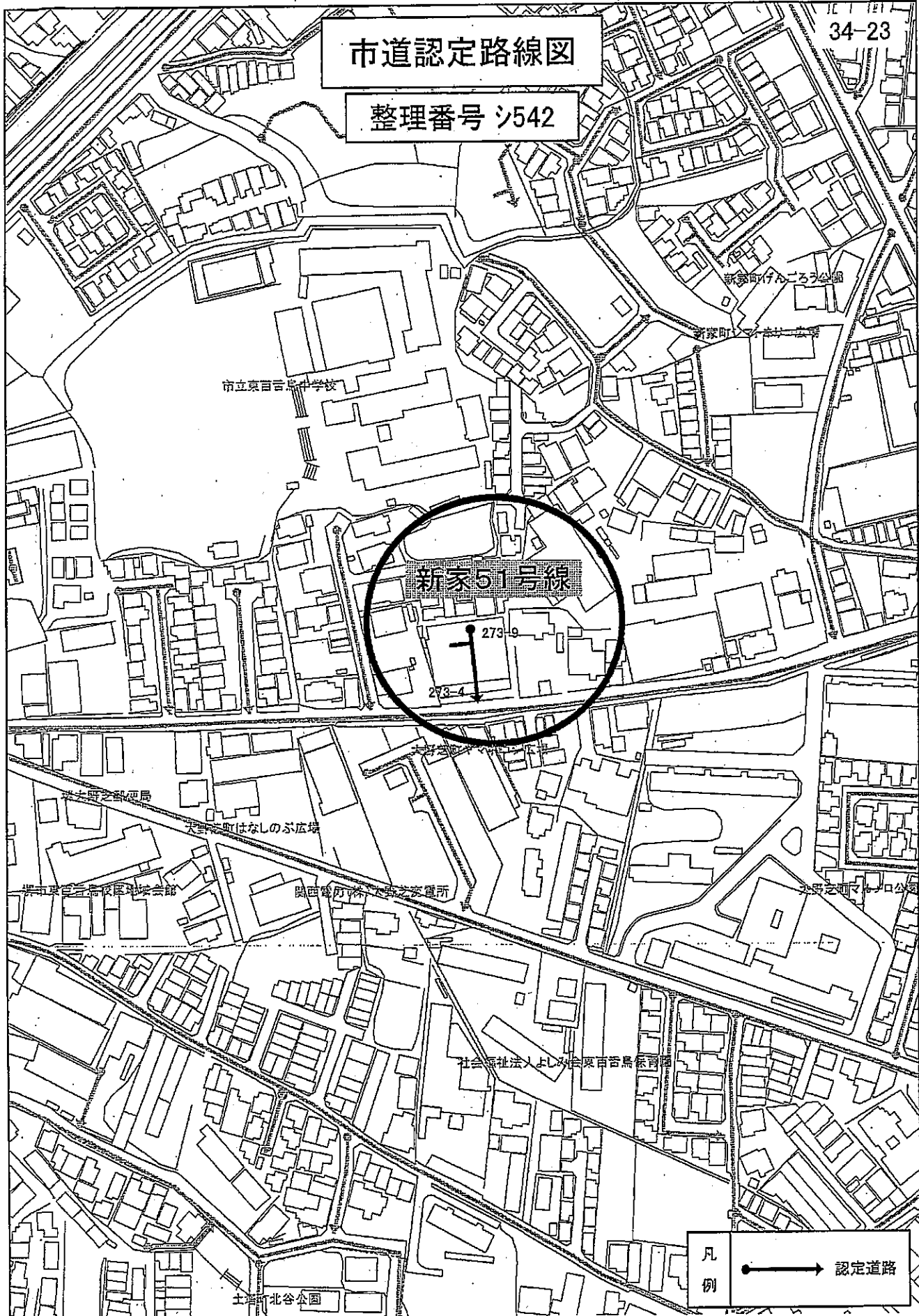
府立農芸高等学校

大阪府堺山管警察本部交番

凡例  
→ 認定道路

# 市道認定路線図

整理番号 542



凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号ト277

41-14

土塔町ルネサンス公園


土塔町ルネサンス公園

土塔町アンジェリカ広場

土塔町ルネサンス公園

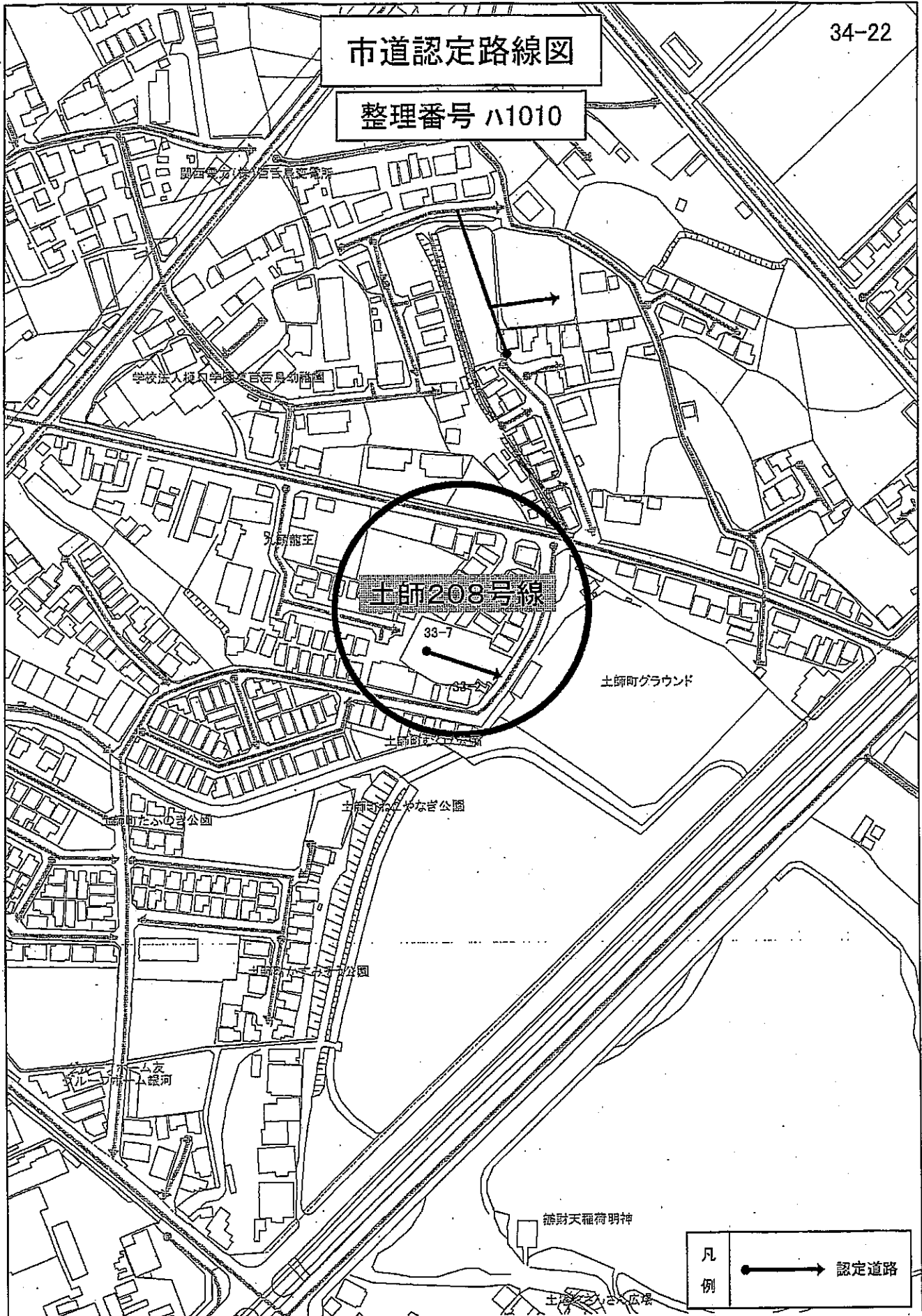
土塔206号線

756-14

凡例	 認定道路
----	--

# 市道認定路線図

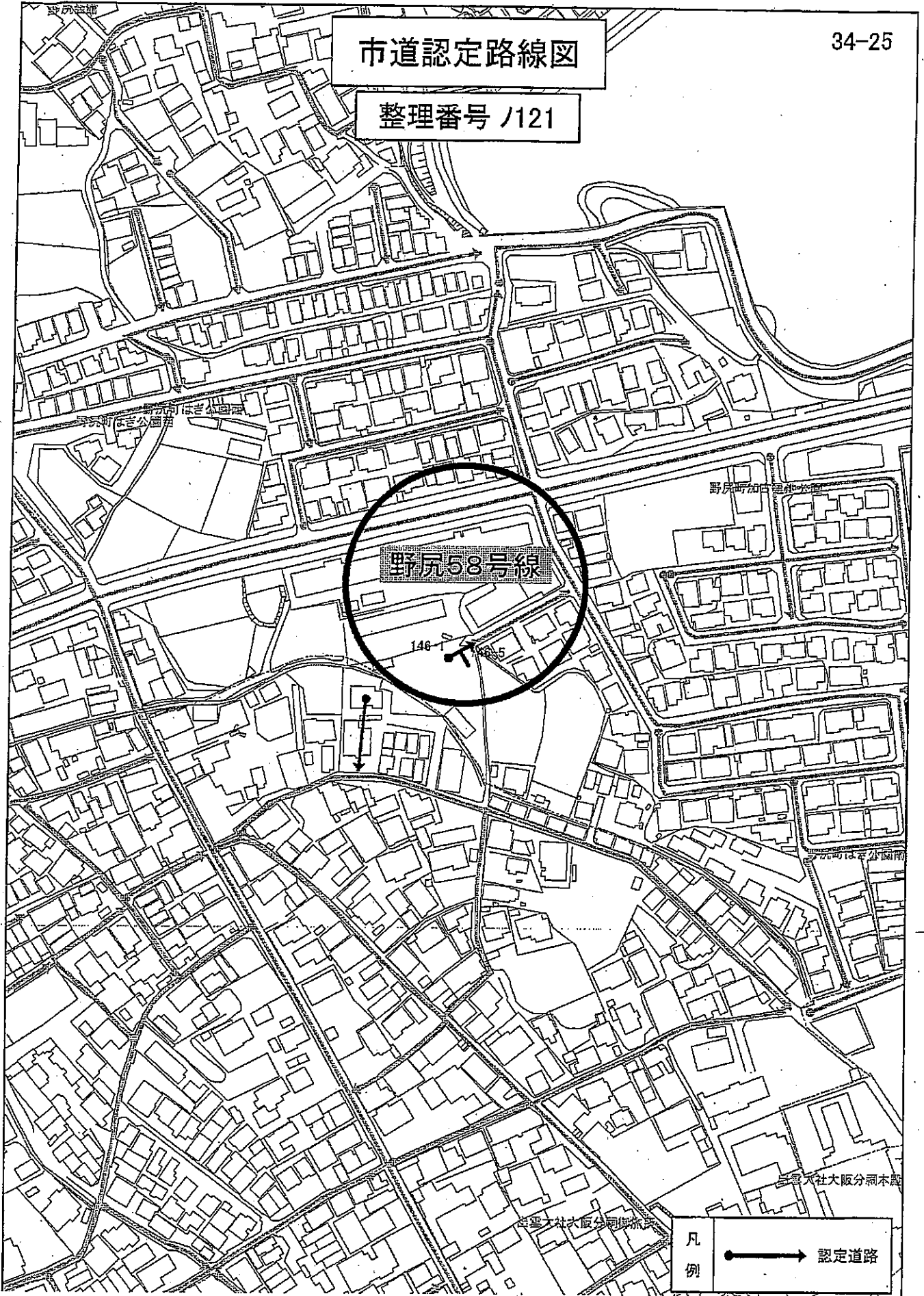
## 整理番号 ハ1010



市道認定路線図

34-25

整理番号 121



野尻58号線

146

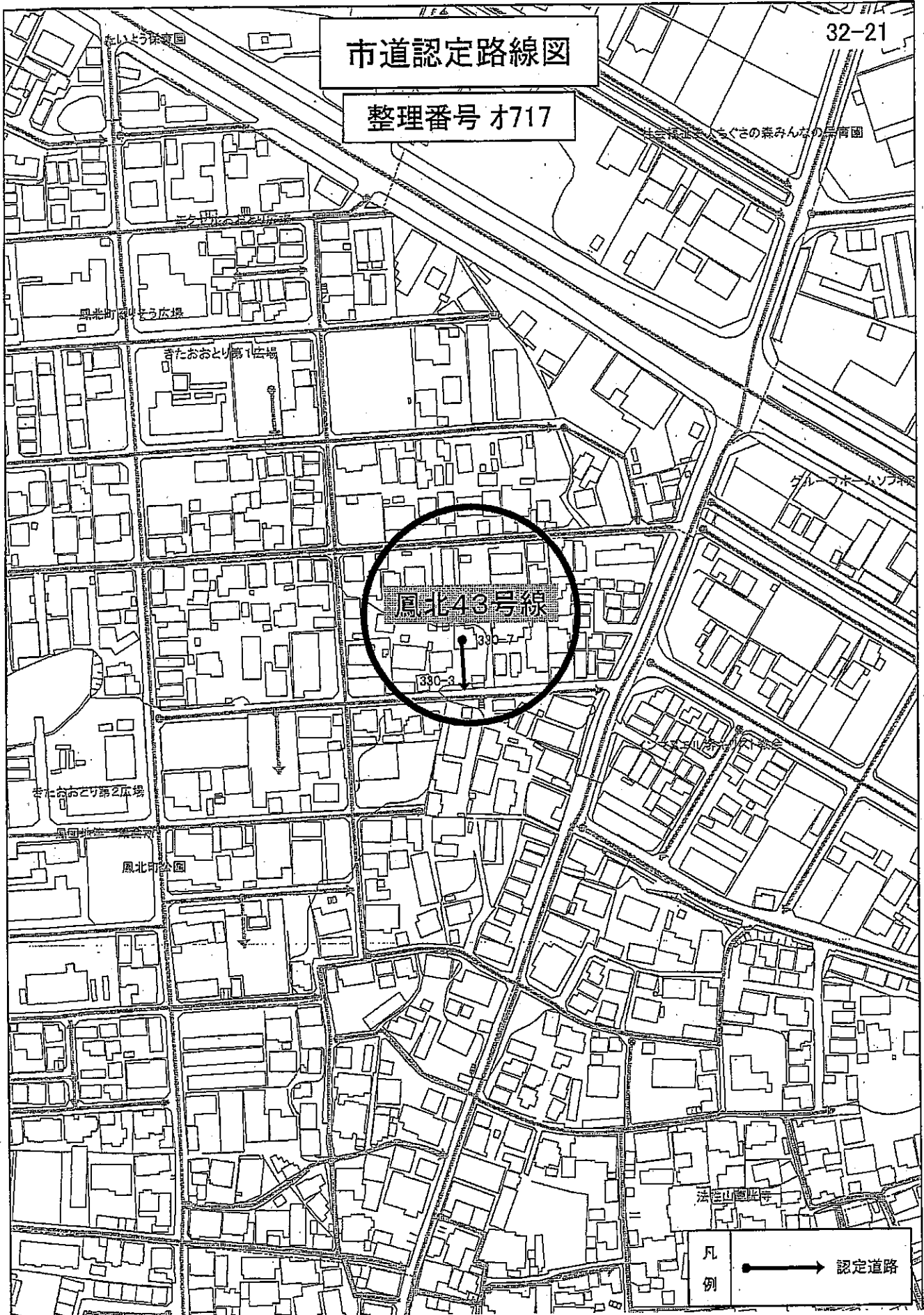
145

凡例  
→ 認定道路



# 市道認定路線図

整理番号 才717



たいとう体育園

社会福祉センターの森みんなの保育園

鳳北町第1号広場

きたおおとり第1広場

ゴルフホーストピア

鳳北43号線

330-3  
330-7

きたおおとり第2広場

鳳北中央公園

法王山尊厳寺

凡例

→ 認定道路

# 市道認定路線図

整理番号 H1009




原山台37号線

28-39

鹿代公園

鹿代公園

凡例		認定道路
----	---	------



# 市道認定路線図

60-07

整理番号 ㊦468

府立堺西高等学校

かなりや公園

桃山台81号線

3-63

野々井道跡

桃山公園

堺市立第一教団泉北初等学

社会福祉法人堺市みなと会

社会福祉法人あまのこ会

桃山台自治会館

凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 加581

金岡319号線

2855-7 2852-6

金岡町 道助会館

金岡町のきく広場

西平町

凡例

→ 認定道路

# 市道認定路線図

整理番号 ㊦467



百舌島本町41号線

86-12  
86-13  
86-14

緑の広場

御懸山台

永尾大神

小浜会児童遊園

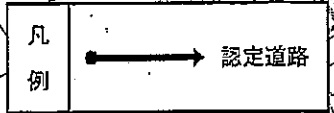
地蔵堂

百舌島本町児童遊園

百舌島本町公民館

光景

言石門山台



市道認定路線図

37-16

整理番号 593

多治井西集会所

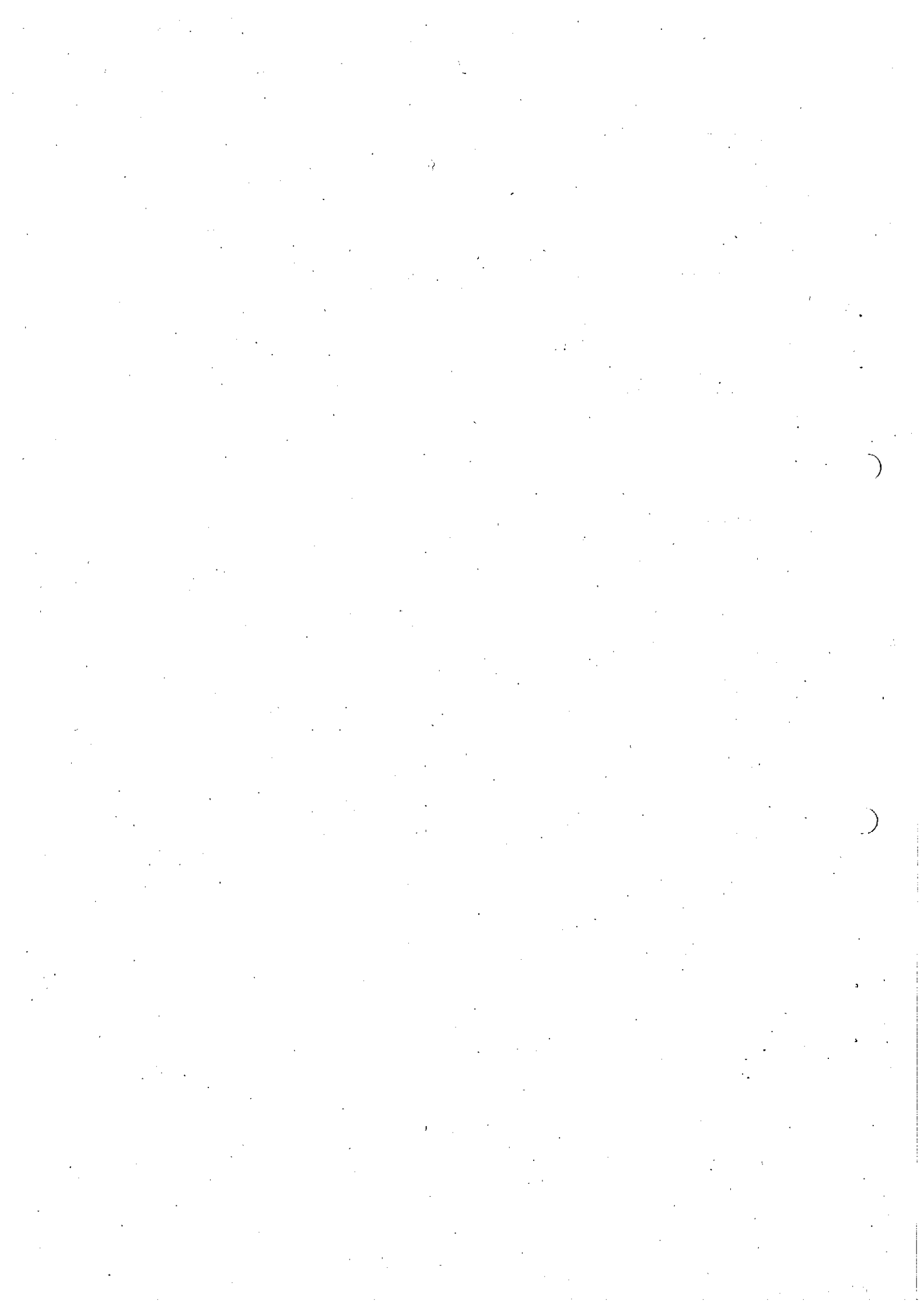
多治井71号線

多治井2号公園

116-7  
116-14

市立美原体育館

凡例  
→ 認定道路



## 大字深阪共有地処分について

次のとおり大字深阪共有地を処分する。

### 1 処分物件の表示

所在地		地目	地積 (㎡)		備考
町名	地番		公簿面積	処分面積	
堺市南区土佐屋台	1581番	宅地	52.54	52.54	

### 2 処分者

深阪自治会

代表者 堺市中区深阪3丁8番38号 会長 角谷 幸雄

土佐屋自治会

代表者 堺市南区土佐屋台1499番地1 会長 樋川 善次

### 3 処分の相手方

堺市南区\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

### 4 処分金額

金7,197,980円

### 5 処分理由

地元公益事業費に充当するため。

## 大字深阪共有地処分について

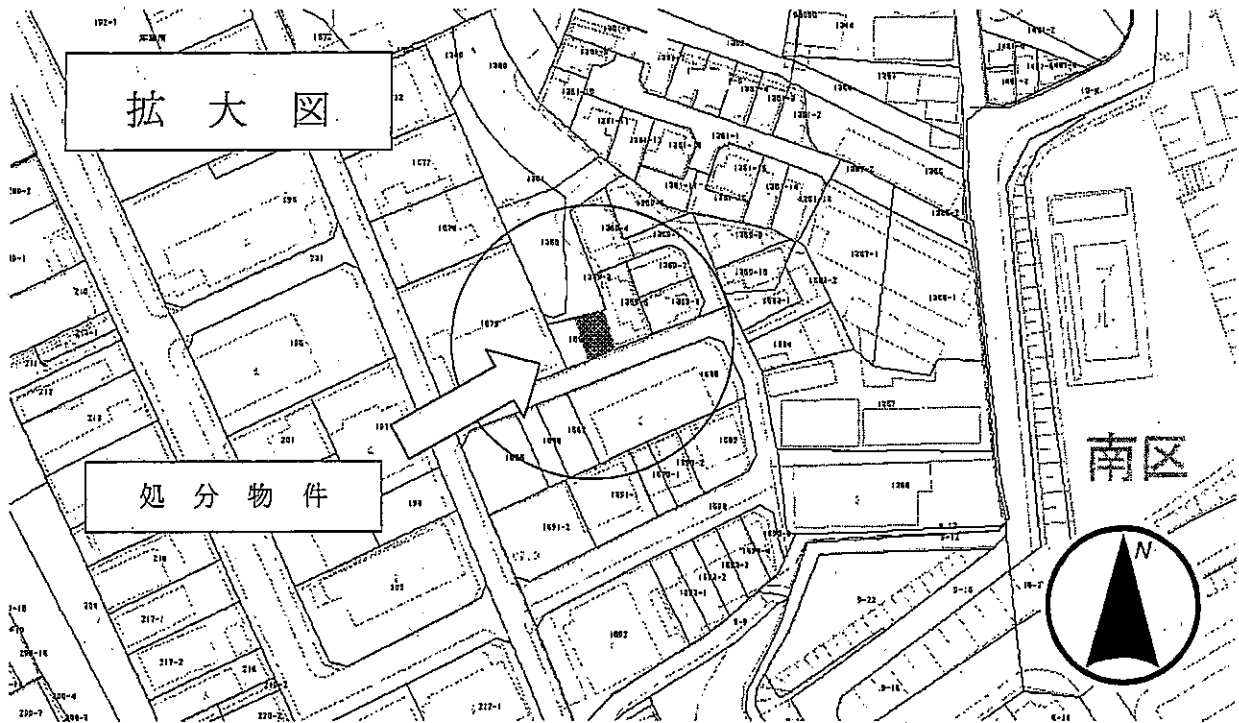
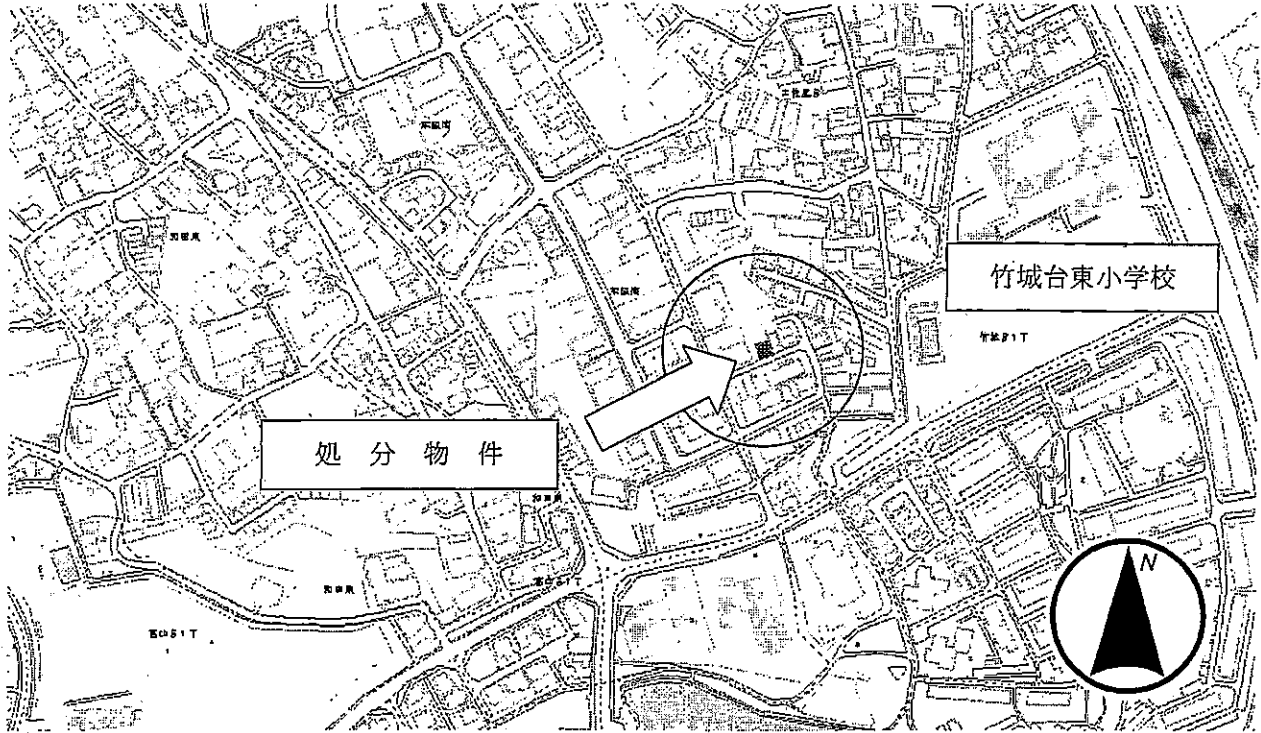
### 1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

自治会名	配分金 (円)	使途計画	金額 (円)	備 考
深阪自治会	4,614,384	地元公益事業費	4,614,384	
土佐屋自治会	1,153,596	同 上	1,153,596	
2 自治会共通分	1,430,000	堺市に対する納付金	1,430,000	20%相当額
計	7,197,980		7,197,980	

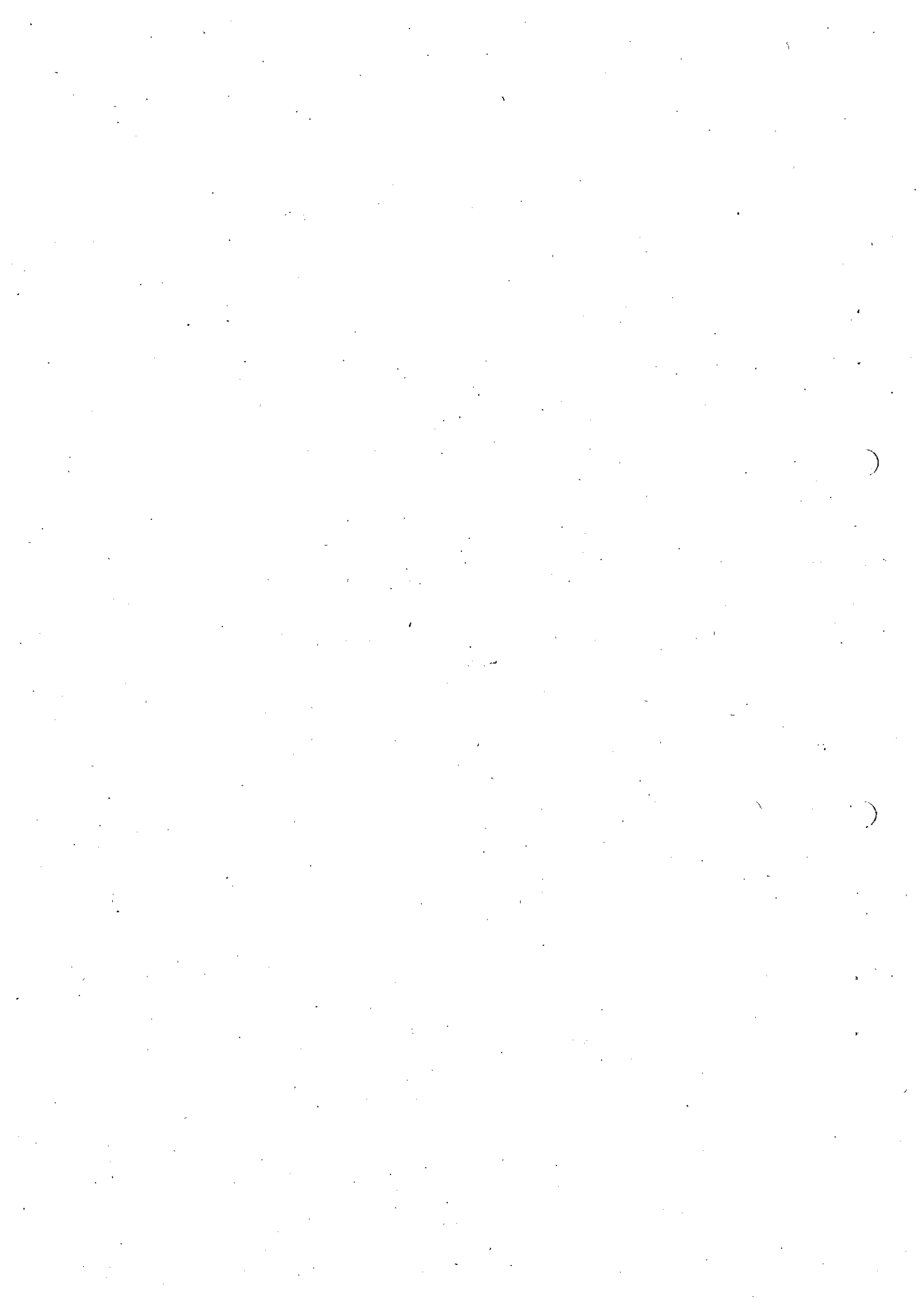
### 2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり

処分物件所在地付近見取図







## 大字南花田共有地処分について

次のとおり大字南花田共有地を処分する。

### 1 処分物件の表示

所在地		地目	地積 (㎡)		備考
町名	地番		公簿面積	処分面積	
堺市北区南花田町	681 番 1 のうち	ため池	9,332	8,400.32	穴池の一部
同所	同番 3	堤	360	360.61	
同所	683 番	原野	49	221.21	
計			9,741	8,982.14	

処分面積については、実測面積の数値である。

### 2 処分者

南花田町会

代表者 堺市北区南花田町 1641 番地 会長 橋 孝二

南花田町東町会

代表者 堺市北区南花田町 43 番地 7 会長 藤木 耕造

### 3 処分の相手方

大阪府中央区谷町 2 丁目 2 番 22 号

大阪府土地開発公社 代表者 理事長 蜷川 善夫

### 4 処分金額

金 324,255,254 円

### 5 処分理由

大阪府の施行する大阪都市計画緑地事業大泉緑地の事業用地として大阪府土地開発公社の買収に応じるため。



## 大字南花田共有地処分について

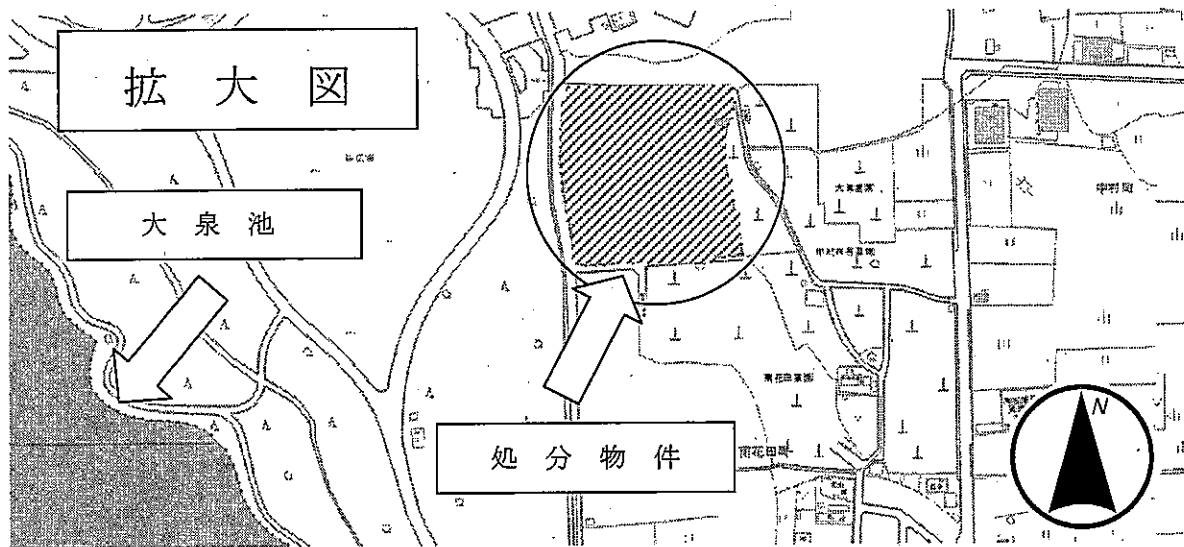
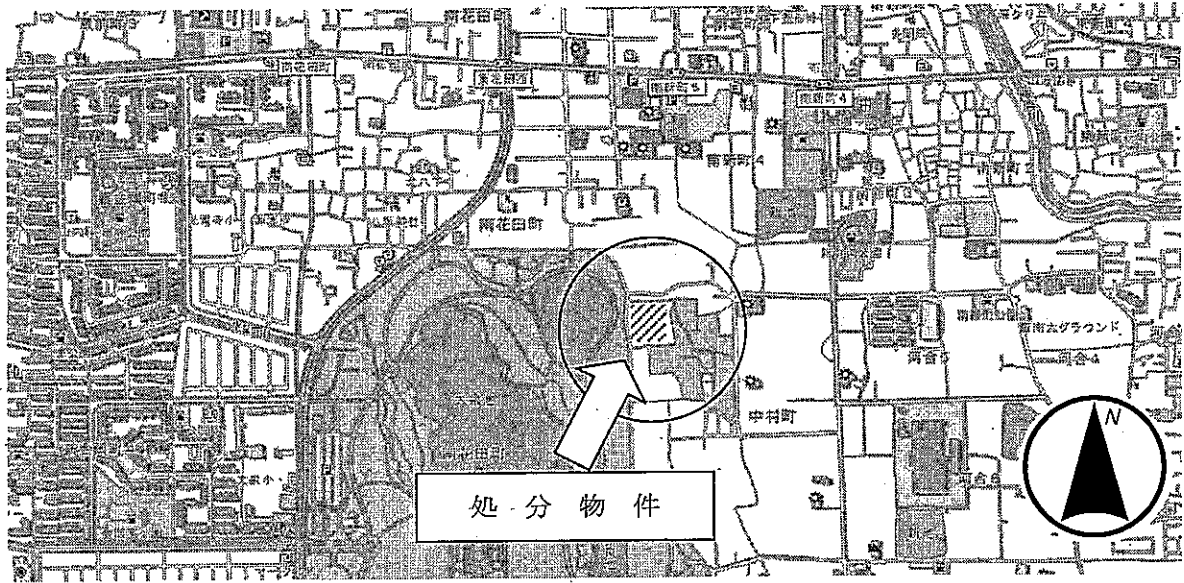
### 1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

自治会名	配分金 (円)	使途計画	金額 (円)	備 考
南花田町会	77,055,254	町会及び会館運営費並びに地元公益事業費	77,055,254	
南花田町東町会	10,500,000	同 上	10,500,000	
2 自治会共通分	236,700,000	水利権消滅補償費	204,280,000	
		堺市に対する納付金	32,420,000	10%相当額
計	324,255,254		324,255,254	

### 2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり

処分物件所在地付近見取図



## 地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

# 1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(環境都市推進部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
48	28.10.24	279,698	和泉市***** *****	*****	平成28年7月10日(日)午後8時40分ごろ、堺市立三国丘小学校駐車場において、環境政策課職員が本市車両を後退させた際、相手方車両に接触し、損傷させたもの。

(環境事業部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
35	28.9.7	18,684	堺市北区北花田町2-12-1	フェアコート 北花田管理 組合理事長 江口清	平成28年4月21日(木)午前9時45分ごろ、堺市北区北花田町2-12-1フェアコート北花田地内において、環境事業所職員が本市車両を後退させた際、相手方所有の車止めポールに接触し、損傷させたもの。
47	28.10.24	178,445	大阪狭山市山本中1201-3	有限会社 エムアンドエフ・デリバリー 代表取締役 山本清吾	平成28年9月5日(月)午前10時ごろ、堺市中区陶器北1194地先において、環境事業所職員が運転する本市車両が鋭角道路を左折する際、右側に停車していた相手方車両に接触し、損傷させたもの。

## (健康部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
49	28.10.28	252,980	堺市堺区*** *****	*****	平成28年4月22日 (金)午後9時30分ごろ、堺市堺区田出井町4番1号斎場第1式場内において、相手方が座椅子に座っていたところ、座椅子が壊れ転倒し、負傷したものの。

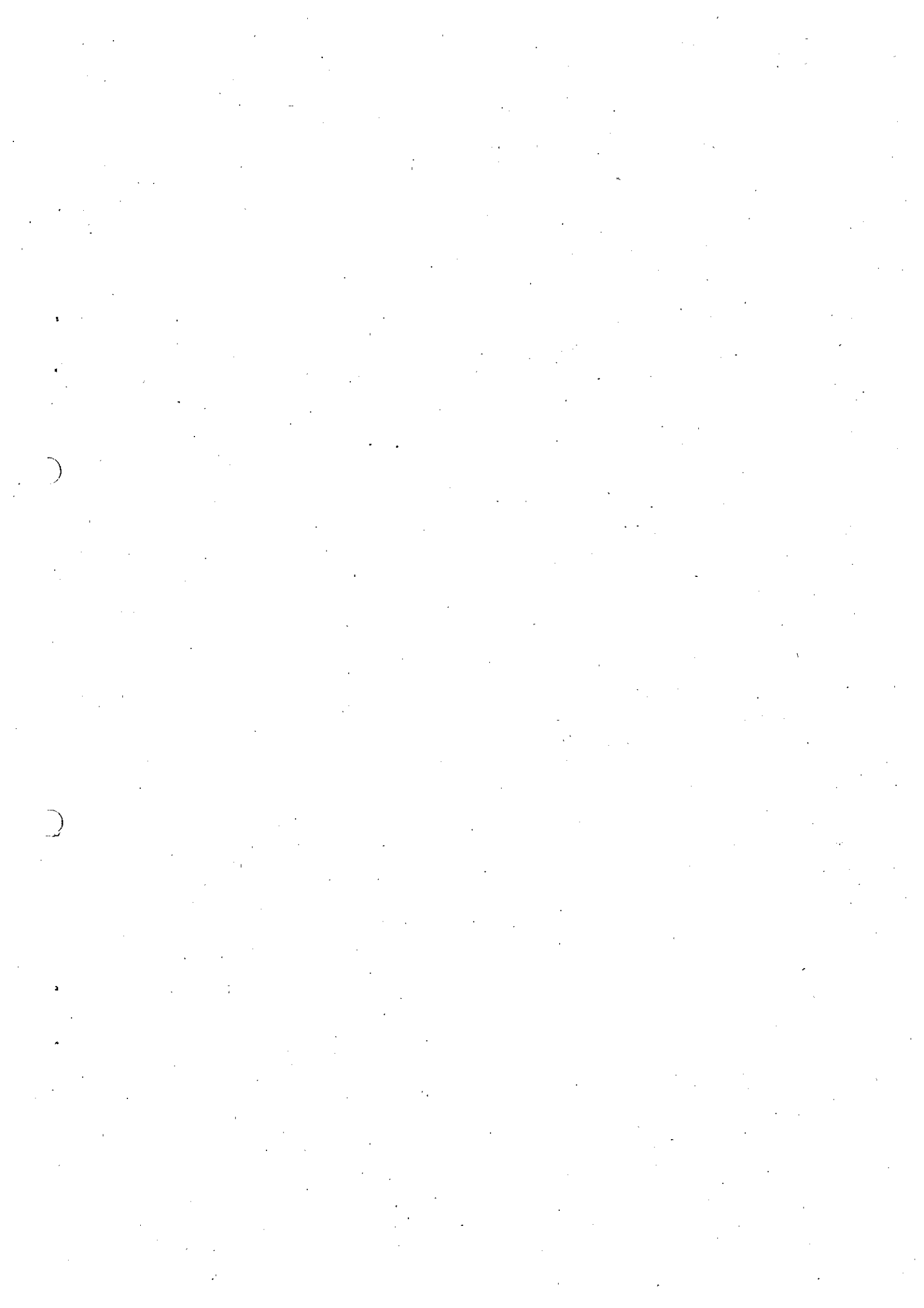
## (住宅部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
38	28.9.21	223,309	堺市堺区*** ***** ***** ****	*****	平成28年6月24日 (金)午後10時ごろ、堺市堺区***** ***** ***** ***** ***** (空き部屋) バルコニーの排水溝の詰りにより雨水が溜り、建物躯体を通じて、下階**号バルコニー側和室天井に漏水し、相手方所有の家財を損傷させたもの。



## (土木部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
36	28.9.12	200,000	堺市西区 * * * * * * * * *	* * * * * * * *	平成 27 年 11 月 30 日 (月)午後 8 時 30 分ごろ、 堺市西区鳳北町 9 丁 17 地先、府道大阪和泉泉 南線を横断していたと ころ、舗装面に生じた 段差につまずき転倒し、 負傷したものの。
37	28.9.20	55,390	高槻市 * * * * * * * * * *	* * * * * * * *	平成 28 年 4 月 25 日 (月)午後 7 時 30 分ごろ、 堺市中区八田西町 2 丁 21 番 28 地先、府道堺 かつらぎ線を走行中、 路面と橋りょうの継ぎ 目に生じた段差により、 タイヤ及びホイールを 損傷したものの。
34	28.9.6	290,299	富田林市 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	* * * * * * * *	平成 28 年 6 月 10 日 (金)午前 8 時 15 分ごろ、 堺市美原区菅生 1735 番 地先、市道菅生 30 号線 より勤務先へ進入する 際、市管理の側溝蓋が はねあがり、車両底部 を損傷したものの。
33	28.9.6	61,884	泉佐野市 * * * * * * * * * *	* * * * * * * *	平成 28 年 6 月 11 日 (土)午前 8 時 30 分ごろ、 堺市美原区菅生 1735 番 地先、市道菅生 30 号線 より勤務先へ進入する 際、市管理の側溝蓋が はねあがり、車両底部 を損傷したものの。



## 2 市長の専決事項の指定第 3 項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
39	28.10.20	訴えの提起に ついて	堺市堺区**** *****堺市営* ***住宅**** 号の住宅明渡し及び 住宅使用料相当損害 金	堺市堺区**** ***** ***** *****	*****
40	28.10.20	訴えの提起に ついて	堺市堺区**** *****堺市営 ****団地** ****号の住宅明 渡し及び住宅使用 料1,045,700円	堺市堺区**** ***** ***** ***** **	*****
41	28.10.20	訴えの提起に ついて	堺市堺区**** *****堺市営 ***住宅**** 号の住宅及び駐車 場の明渡し並びに住 宅及び駐車場使用 料並びに使用料相当 損害金	堺市堺区**** ***** ** ***** *****	亡***** 相 続 財 産
42	28.10.20	訴えの提起に ついて	堺市堺区**** *****堺市営 *****住宅** **号の住宅明渡し 並びに住宅使用料 501,800円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区**** ***** ***** *****	*****

及び第 4 項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区 **** 堺市 営 *** 住宅 *** 号の明渡し を求める。</p> <p>(2) 平成 27 年 7 月 1 日から明渡し済みに 至るまでの住宅使用料相当額の損 害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすること を求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区 **** 堺市営 *** 住宅 *** 号の入居名義人である *** は、平 成 25 年 8 月 29 日に死亡し、入居承認は当然に終 了した。</p> <p>しかしながら、*** は本市に無断で本件住 宅に居住しており、本市の明渡請求に応じない状 況が続いている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、 住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの 提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市営 **** 団地 **** 号の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 1,045,700 円及び入 居承認取消しの日の翌日から明渡し 済みに至るまでの住宅使用料相当額 の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすること を求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区 **** 堺市営 *** 団地 **** 号の入居名義人である *** は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同 住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 1,045,700 円及び住宅使用料相当額の損害金の支 払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区 **** 堺市 営 *** 住宅 *** 号の住宅 及び駐車場の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅及び駐車場の使用料並びに死 亡日の翌日から明渡し済みに至るま での住宅及び駐車場の使用料相当額 の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすること を求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区 **** 堺市営 *** 住宅 *** 号の入居名義人である *** は、 平成 28 年 6 月 25 日に死亡し、入居承認は当然に 終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま 現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅及び駐車場の明渡しを請求す るとともに、住宅及び駐車場使用料並びに使用料 相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行う もの。</p>
<p>(1) 堺市堺区 **** 堺市 営 *** 住宅 *** 号の住宅の 明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 501,800 円及び平 成 28 年 10 月 1 日から明渡し済みに 至るまでの住宅使用料相当額の損害 金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすること を求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区 **** 堺市営 *** 住宅 *** 号の入居名義人である *** は、住 宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同 住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 501,800 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払 を求める訴えの提起を行うもの。</p>

専決 番号	専決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
43	28.10.20	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営 ***住宅***** 号の住宅及び駐車場の 明渡し並びに住宅 及び駐車場使用料相 当損害金	堺市堺区***** ***** ** ***** *****	*****
44	28.10.20	訴えの提起について	堺市西区***** *****堺市営 ***住宅***** 号の住宅明渡し及び 住宅使用料相当損害 金	堺市西区***** ***** ** ***** **	*****
45	28.10.20	訴えの提起について	堺市北区***** *****堺市営 ***住宅***** 号の住宅及び駐車場の 明渡し並びに住宅 及び駐車場使用料並 びに使用料相当損害 金	堺市北区***** ***** ***** *****	***** *****
46	28.10.20	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***住宅***** 号の住宅明渡し及び 住宅使用料相当損害 金	和泉市***** *****	*****

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区****号の住宅及び駐車場の明渡しを求める。</p> <p>(2) 平成28年4月1日から明渡し済みに至るまでの住宅及び駐車場の使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区****号の住居名義人である***は、平成27年1月25日に死亡し入居承認は当然に終了した。</p> <p>しかしながら、***は本市に無断で本件住宅に居住しており、本市の明渡請求に応じない状況が続いている。</p> <p>このため、同住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅及び駐車場使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市西区****及び同室前の共用廊下部分の明渡しを求める。</p> <p>(2) 平成27年12月1日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市西区****号の住居名義人である***は、平成27年11月4日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、本件住宅の明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅及び同室前の共用廊下部分の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市北区****の住宅及び駐車場の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅及び駐車場使用料並びに入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅及び駐車場の使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告らの負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市北区****号の住居名義人である***は数年前から本件住宅に居住しておらず、本市に無断で***が本件市営住宅の家族と共に居住している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認及び駐車場の使用許可を取り消し、住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅及び駐車場使用料並びに使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区****号の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 平成28年2月1日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区****号の住居名義人である***は、平成28年1月13日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、本件住宅の明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

(地域教育支援部)

専決 番号	専決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
53	28.11.8	訴えの提起について	英彰小学校放課後 ルーム事業運営委託 料に係る損害賠償金 3,681,360 円及びこれ に対する平成 27 年 9 月 1 日から支払済 に至るまで年 5 分の 割合による金員	堺市堺区*** ***** *	*****

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 金 3,681,360 円及びこれに対する平成 27 年 9 月 1 日から支払済に至るまで年 5 分の割合による金員の支払を求める。</p> <p>(2) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>英彰小学校放課後ルーム事業運営委託料に係る損害賠償請求事件</p> <p>堺市英彰小学校放課後ルーム運営委員会は、当該ルームの運営委託契約において生じた余剰金 3,681,360 円を本市に返納すべきであるにもかかわらず、返納がなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同委員会の会長であった***に対し、損害賠償金として金 3,681,360 円及びこれに対する平成 27 年 9 月 1 日から支払済に至るまで年 5 分の割合による金員の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>



### 3 市長の専決事項の指定第5項

(文化部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契 約 金 額
			住 所	氏 名	
50	28.10.31	堺市民芸術文 化ホール建設 工事(その2)	大阪市中央 区南船場1 丁目14番10 号	大成建設株式会 社 関 西 支 店 常務執行役員支店長 金 井 隆 夫	変更前 9,470,520,000 円 (消費税額等 701,520,000 円) 変更後 9,782,764,200 円 (消費税額等 724,649,200 円)
54	28.11.8	堺市民芸術文 化ホール建設 工事(その2) に伴う電気設 備工事	大阪市北区 与力町1番 27号	三 栄 ・ 西 尾 建設工事共同企業体  代表構成員 三栄電気工業株式会社 大 阪 支 店 取 締 役 支 店 長 早 川 昭 二  他の構成員 株式会社西尾電設 代 表 取 締 役 西 尾 崇	変更前 1,047,708,000 円 (消費税額等 77,608,000 円) 変更後 1,049,645,520 円 (消費税額等 77,751,520 円)

による専決処分

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
<p>312,244,200 円 (消費税額等 23,129,200 円)</p>	<p>土壌の調査費 基準不適合土壌の処分費・運搬費 基準不適合と一般残土の分別に伴う 施工費・養生費 基準不適合と一般残土のそれぞれに おける地中障害物の分別に伴う施工 費・処分費・運搬費 一般残土の公共工事間流用(堺第7-3 区仮置き)に伴う運搬費・場内作業費・ 安全対策費及び処分費 工期変更に伴う経費 工期 変更前 平成28年5月11日から 平成30年9月28日まで 変更後 平成28年5月11日から 平成31年1月31日まで</p>	<p>当初設計において一般残土 として処分する計画であった 残土の一部が基準不適合土壌 であったことや、掘削に伴い 地中障害物が確認されたこと から、それらの処分を産業廃 棄物として処分する必要が生 じた。 これらのことにより、処分 費や施工費などの工事費の増 額とともに、土壌の調査や基 準不適合土壌と一般残土との 分別、地中障害物の分別に相 当の期間を要することから工 期の延長を行う。</p>
<p>1,937,520 円 (消費税額等 143,520 円)</p>	<p>工期延長による増額 工期 変更前 平成28年6月3日から 平成30年9月28日まで 変更後 平成28年6月3日から 平成31年1月31日まで</p>	<p>堺市民芸術文化ホール建設 工事(その2)において工期の 延長を行う必要が生じた。 これに伴い、本工事(電気 設備工事)においても工期の 延長を行い、併せて経費の増 額変更を行う。</p>

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契 約 金 額
			住 所	氏 名	
52	28.11.4	堺市民芸術文化ホール建設工事(その2)に伴う空気調和設備工事	堺市北区百舌鳥陵南町3丁345番地	サニコン・永安 建設工事共同企業体  代表構成員 株式会社サニコン 代 表 取 締 役 池 田 正 博  他の構成員 永安設備工業株式会社 代 表 取 締 役 永 安 啓 介	変更前 1,208,967,120 円 (消費税額等 89,553,120 円) 変更後 1,210,999,680 円 (消費税額等 89,703,680 円)
51	28.11.2	堺市民芸術文化ホール建設工事(その2)に伴う給排水衛生設備工事	大阪市北区天満2丁目2番16号	浦安・美和 建設工事共同企業体  代表構成員 浦安工業株式会社 大 阪 支 店 執行役員支店長 八 里 増 樹  他の構成員 美和設備工業株式会社 代 表 取 締 役 栢 瀬 秀 樹	変更前 513,000,000 円 (消費税額等 38,000,000 円) 変更後 514,459,080 円 (消費税額等 38,108,080 円)

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
<p>2,032,560 円 (消費税額等 150,560 円)</p>	<p>工期延長による増額</p> <p>工期 変更前 平成 28 年 6 月 3 日から 平成 30 年 9 月 28 日まで 変更後 平成 28 年 6 月 3 日から 平成 31 年 1 月 31 日まで</p>	<p>堺市民芸術文化ホール建設 工事 (その 2) において工期の 延長を行う必要が生じた。 これに伴い、本工事 (空気 調和設備工事) においても工 期の延長を行い、併せて経費 の増額変更を行う。</p>
<p>1,459,080 円 (消費税額等 108,080 円)</p>	<p>工期延長による増額</p> <p>工期 変更前 平成 28 年 6 月 3 日から 平成 30 年 9 月 28 日まで 変更後 平成 28 年 6 月 3 日から 平成 31 年 1 月 31 日まで</p>	<p>堺市民芸術文化ホール建設 工事 (その 2) において工期の 延長を行う必要が生じた。 これに伴い、本工事 (給排 水衛生設備工事) においても 工期の延長を行い、併せて経 費の増額変更を行う。</p>

平成28年第5回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴（その1）

平成28年11月発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号  
1-B2-16-0063